

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

目 次

第3編 災害応急対策計画.....	1
第1章 地震・津波災害応急対策計画.....	125
第1節 組織計画	125
1 西原町災害対策本部（実施主体：各班）	125
2 西原町防災会議（実施主体：防災会議委員）	128
3 防災関係機関の協力体制（実施主体：防災関係機関）	128
4 災害対策の動員（実施主体：各班）	128
第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画	136
1 緊急地震速報（実施主体：気象庁）	136
2 地震情報等の種類及び発表基準（実施主体：気象庁）	136
3 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報の種類及び発表基準（実施主体：気象庁） ..	137
4 津波警報等の伝達（実施主体：本部事務局班、各班、防災関係機関等）	142
5 近地地震津波に対する自衛処置（実施主体：本部事務局班）	142
第3節 地震災害時の避難計画	144
1 実施責任者	144
2 避難指示等の運用（実施主体：本部事務局班、県、避難措置の実施者）	145
3 避難の実施の方法（実施主体：消防対策班、福祉統括班）	147
第4節 津波災害時の避難計画	148
1 実施責任者	148
2 避難指示等の発令（実施主体：本部事務局班）	148
3 避難場所（実施主体：本部事務局班）	149
4 避難誘導（実施主体：消防対策班）	149
5 船舶等の避難（実施主体：第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））	149
第5節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置	150
1 南海トラフ地震に関連する情報について（実施主体：気象庁）	150
2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置（実施主体：総務部）	152
3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表された場合に	

おける災害応急対策に係る措置（実施主体：総務部、関係各部）	152
-------------------------------------	-----

第2章 風水害等災害応急対策計画..... 154

第1節 組織計画

1 災害対策本部の設置（実施主体：各班）	154
2 本部設置に至らない場合の措置（実施主体：本部事務局班、各班）	154
3 本部設置場所	154
4 本部の解散	155
5 本部設置等の通知公表（実施主体：本部事務局班、企画財政班）	155
6 災害対策本部の組織（実施主体：各班）	155
7 災害対策の動員（実施主体：各班）	155

第2節 気象警報等の伝達計画

1 警報等の種類及び発表基準（実施主体：沖縄气象台、県、町長）	158
2 警報等の発表及び解除等の発表機関（実施主体：沖縄气象台、地方气象台、町長、県（知事））	165
3 気象警報等の伝達（実施主体：本部事務局班、県、国、防災関係機関）	166
4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置（実施主体：本部事務局班、浦添警察署、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、町民等）	166

第3節 風水害避難計画

1 実施責任者	168
2 避難指示等の発令（実施主体：本部事務局班、福祉統括班）	168
3 避難場所（実施主体：本部事務局班）	172
4 避難誘導（実施主体：消防対策班）	172

第4節 水害対策計画

1 実施責任者	173
2 水害対策組織と機構	173
3 連絡協議において協議すべき事項	173
4 本部の事務分担（実施主体：各班）	173
5 水害対策非常配備（実施主体：各班）	174
6 水害対策巡視（実施主体：土木統括班）	175
7 水位及び潮位の通報（実施主体：土木統括班）	175

第5節 海上災害応急対策計画

1 連絡調整本部の設置（実施主体：本部事務局班、国、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、関係機関）	176
2 実施機関	176

3	海上災害時の通報系統（実施主体：本部事務局班、国、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、県警察、消防機関、関係機関）	177
4	第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）の実施事項（実施主体：第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））	177
5	町の実施事項（実施主体：本部事務局班、消防対策班）	181
第6節 道路事故災害応急対策計画		183
1	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（実施主体：本部事務局班、道路管理者）	183
2	応急活動及び活動体制の確立（実施主体：道路管理者、関係機関）	183
3	救助・応急、医療及び消火活動（実施主体：消防対策班、本部事務局班、道路管理者）	183
4	道路、橋梁等の応急措置（実施主体：道路管理者、ライフライン事業者、県警察）	183
5	その他（実施主体：道路管理者）	183
第3章 共通の災害応急対策計画		184
第1節 災害通信計画		184
1	通信の協力体制（実施主体：通信設備の所有者又は管理者）	184
2	通信設備の利用法（実施主体：本部事務局班、企画財政班）	184
3	町における措置（実施主体：本部事務局班、企画財政班）	185
第2節 災害状況等の収集・伝達計画		186
1	実施責任者	186
2	災害状況の収集（実施主体：本部事務局班）	186
3	災害発生直後の第1次情報の報告（実施主体：本部事務局班、消防本部）	186
4	災害報告（実施主体：本部事務局班）	187
5	安否情報の提供（実施主体：企画財政班）	188
第3節 災害広報計画		189
1	実施機関	189
2	実施機関相互の連絡	189
3	広報活動（実施主体：企画財政班、各班）	189
4	町民に対する広報（実施主体：企画財政班）	189
5	風水害時の災害広報（実施主体：企画財政班）	190
第4節 自衛隊災害派遣要請計画		191
1	町長の派遣要請要求等（実施主体：町長、本部事務局班）	191
2	派遣部隊の活動内容（実施主体：自衛隊）	191
3	派遣部隊との連絡調整（実施主体：本部事務局班、県、自衛隊）	191

4	町及び県の準備すべき事項（実施主体：本部事務局班、県）	192
5	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（実施主体：自衛隊）	192
6	派遣部隊の撤収（実施主体：本部事務局班、知事、自衛隊）	193
7	経費の負担区分等（実施主体：本部事務局班）	193
8	ヘリポートの準備（実施主体：本部事務局班）	193
9	自衛隊の自主派遣（実施主体：自衛隊）	193
第5節 広域応援要請計画		194
1	国等への応援要請（実施主体：本部事務局班）	194
2	防災関係機関における応援要請（実施主体：本部事務局班、警察、消防機関）	194
第6節 指定避難所の開設・運営計画		196
1	指定避難所の開設及び収容保護（実施主体：避難所班、本部事務局班）	196
2	避難者の移送（実施主体：本部事務局班）	196
3	指定避難所の運営管理（実施主体：避難所班）	196
4	避難の長期化への対応（実施主体：避難所班、土木対策班、県）	198
5	県有施設の利用（実施主体：避難所班、県）	198
6	船舶の利用（実施主体：避難所班、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））	198
7	学校等の指定避難所の受入れ（実施主体：教育委員会）	198
8	在宅避難者等の支援（実施主体：避難所班）	198
9	広域一時滞在（実施主体：町長、本部事務局班、知事）	198
第7節 観光客等対策計画		201
1	実施責任者	201
2	避難情報の伝達及び避難誘導（実施主体：産業観光班、消防対策班、観光施設等の管理者、交通機関の管理者）	201
3	避難収容（実施主体：産業観光班、県、観光施設等の管理者）	201
4	帰宅支援（実施主体：企画財政班、県）	202
第8節 要配慮者対策計画		203
1	実施責任者	203
2	避難行動要支援者の避難支援（実施主体：福祉統括班）	203
3	避難生活への支援（実施主体：福祉統括班、町民班、県）	203
4	外国人への支援（実施主体：産業観光班、県）	203
第9節 消防計画		205
1	実施責任者	205
2	火災、風水害等警防計画（実施主体：消防対策班、消防本部）	205
3	救助・救急計画（実施主体：消防対策班、消防本部）	205

4 相互応援計画（実施主体：消防機関）	205
第10節 救出計画	206
1 実施責任者	206
2 救出の方法（実施主体：消防対策班、本部事務局班、消防本部、浦添警察署、県、）	206
3 救出用資機材の調達（実施主体：消防対策班、消防本部）	206
4 惨事ストレス対策（実施主体：消防本部）	206
第11節 医療救護計画	207
1 実施責任者	207
2 医療救護活動に関する組織体制（実施主体：県）	207
3 情報収集と共有（実施主体：健康保険班、県、県医療本部）	208
4 医療救護の実施（実施主体：健康保険班、県、DMAT、DPAT、医療救護班）	208
5 医療機関の活動（実施主体：医療機関）	209
6 傷病者の搬送（実施主体：健康保険班、消防機関、県医療本部、県）	209
7 助産体制（実施主体：健康保険班、県）	210
8 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保（実施主体：健康保険班）	210
9 被災者の健康管理とこころのケア（実施主体：健康保険班、県、DPAT）	210
第12節 交通応急対策計画	212
1 実施責任者	212
2 実施要項（実施主体：土木統括班、道路管理者、県公安委員会、県、警察機関、自衛隊、消防機関）	213
3 相互連絡（実施主体：道路管理者、警察機関）	216
4 発見者等の通報（実施主体：土木統括班、警察機関）	216
5 台風・大雨・津波時の対策（実施主体：土木統括班、道路管理者、警察機関）	216
第13節 輸送計画	218
1 実施責任者	218
2 輸送対象	218
3 輸送方法（実施主体：総務班）	218
4 広域輸送拠点の確保（実施主体：本部事務局班）	219
第14節 治安警備計画	220
1 治安警備活動（実施主体：本部事務局班、浦添警察署）	220
第15節 災害救助法適用計画	221
1 実施責任者	221
2 救助法の適用基準	221
3 救助法の適用手続き（実施主体：福祉統括班、県）	222

4 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準.....	222
第 16 節 給水計画	223
1 実施責任者	223
2 給水方法（実施主体：上下水道班）	223
3 給水量（実施主体：上下水道班）	223
4 水道施設の応急復旧（実施主体：上下水道班）	223
5 医療施設等への優先的給水（実施主体：上下水道班）	223
第 17 節 食料供給計画	224
1 実施責任者	224
2 食料の調達方法（実施主体：福祉統括班）	224
3 応急配給及び炊き出しの方法（実施主体：福祉統括班、避難所班）	224
4 炊き出し等食料の給与の費用及び期間等	225
5 要配慮者等に配慮した食料の給与（実施主体：福祉統括班）	225
第 18 節 生活必需品供給計画	226
1 実施責任者	226
2 物資の調達（実施主体：福祉統括班、本部事務局班）	226
3 物資の給与又は貸与（実施主体：福祉統括班）	226
4 物資の配給方法（実施主体：福祉統括班）	226
5 義援物資の受入れ、金品の保管及び配分（実施主体：福祉統括班）	227
第 19 節 防疫計画	228
1 実施責任者	228
2 感染症対策実施の組織（実施主体：健康保険班）	228
3 感染症対策の指示（実施主体：知事）	228
4 感染症対策の実施（実施主体：健康保険班、上下水道班）	228
5 消毒薬剤の調達（実施主体：健康保険班）	229
6 臨時予防接種（実施主体：健康保険班）	229
7 その他（実施主体：健康保険班）	229
第 20 節 清掃計画	230
1 実施責任者	230
2 ごみの収集処理の方法（実施主体：環境衛生班）	230
3 し尿の収集処理の方法（実施主体：環境衛生班）	230
4 食品衛生監視（実施主体：健康保険班）	230
5 犬等及び危険動物の保護・収用計画（実施主体：環境衛生班）	230
6 ペットへの対応（実施主体：環境衛生班）	230

第 21 節	行方不明者の捜索及び遺体処理並びに埋葬計画	232
1	実施責任者	232
2	行方不明者の捜索（実施主体：消防対策班）	232
3	行方不明者発見後の収容及び処理（実施主体：消防対策班、本部事務局班、警察官又は海上保安官）	232
4	遺体の処理（実施主体：本部事務局班）	233
5	遺体の埋（火）葬（実施主体：本部事務局班）	233
6	行方不明者の捜索等の費用及び期間等	233
第 22 節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	235
1	実施責任者	235
2	除去の方法（実施主体：土木統括班、道路管理者、河川管理者、港湾管理者、第十管区海上保安本部（中城海上保安部））	235
3	災害廃棄物の処理（実施主体：土木統括班、環境衛生班、県）	236
第 23 節	住宅応急対策計画	237
1	実施責任者	237
2	応急仮設住宅の建設（実施主体：土木統括班、町民班、県）	237
3	住宅の応急修理（実施主体：土木統括班）	238
4	県営住宅の活用（実施主体：県）	238
5	住家の被災調査（実施主体：税務班、県）	238
6	被災者台帳の作成（実施主体：税務班）	239
第 24 節	二次災害の防止計画	240
1	実施責任者	240
2	被災建築物の応急危険度判定（実施主体：土木統括班、県）	240
3	被災宅地の危険度判定（実施主体：土木統括班、県）	240
4	降雨等による水害・土砂災害の防止（実施主体：土木統括班、県）	240
5	高潮、波浪等の対策（実施主体：土木統括班、県、国）	241
第 25 節	教育対策計画	242
1	実施責任者	242
2	応急教育対策（実施主体：各学校長（園長）、町教育委員会）	242
3	学校給食対策（実施主体：町教育委員会）	243
4	社会教育施設等対策（実施主体：公民館施設等の管理者）	243
5	罹災児童・生徒の保健管理（実施主体：町教育委員会）	244
6	文化財の保護（実施主体：文化財の所有者等、文化班、生涯学習班）	244

第 26 節 危険物等災害応急対策計画	245
1 石油類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）	245
2 高圧ガス類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）	245
3 火薬類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）	245
4 毒物劇物（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）	246
5 石油コンビナート（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）	246
第 27 節 労務供給計画	247
1 実施責任者	247
2 労務者供給の方法（実施主体：産業観光班、本部事務局班）	247
3 救助法による賃金職員等の雇上げ（実施主体：産業観光班）	247
4 従事命令、協力命令（実施主体：産業観光班）	248
第 28 節 民間団体の活用計画	251
1 実施責任者	251
2 協力要請対象団体	251
3 協力要請（実施主体：本部事務局班）	251
第 29 節 ボランティア受入計画	252
1 ボランティアの募集（実施主体：福祉統括班、社会福祉協議会）	252
2 ボランティアの受入れ（実施主体：福祉統括班、社会福祉協議会）	252
3 ボランティアの活動内容	252
4 ボランティアの活動支援（実施主体：福祉統括班、県、社会福祉協議会）	253
第 30 節 公共土木施設応急対策計画	254
1 実施責任者	254
2 施設の防護（実施主体：土木統括対策班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本 高速道路(株)）	254
3 応急措置（実施主体：土木統括班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路 (株)）	255
4 応急工事（実施主体：土木統括班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路 (株)）	255
第 31 節 ライフライン等施設応急対策計画	257
1 電力施設応急対策（実施主体：沖縄電力株式会社）	257
2 ガス施設応急対策（実施主体：ガス関係業者）	257
3 液化石油ガス施設応急対策（実施主体：液化石油ガス販売事業所）	257
4 上水道施設応急対策（実施主体：上下水道班）	257
5 下水道施設応急対策（実施主体：上下水道班）	257

6 電気通信設備応急対策（実施主体：電気通信事業者）	257
第 32 節 交通機関応急対策計画	258
1 バス・タクシー（実施主体：バス・タクシー事業者）	258
第 33 節 農林水産物応急対策計画	259
1 農林水産物の対策（実施主体：産業観光班）	259
2 農産物応急対策（実施主体：産業観光班）	259
3 家畜応急対策（実施主体：産業観光班）	259
4 漁船漁具応急対策（実施主体：産業観光班、消防対策班）	260
第 34 節 その他災害応急対策に必要な事項	261
1 応急公用負担	261
2 警戒区域の設定権	262
3 証標	263

第1章 地震・津波災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織計画

1 西原町災害対策本部（実施主体：各班）

本部の組織等は、「西原町災害対策本部条例」、「西原町災害対策本部運営要綱」及び本計画の定めるところによるものとする。

(1) 組織編制

町本部の組織編成は、資料編のとおりとする。

ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

ア 本部

(ア) 本部に部及び班を設け、部に部長及び副部長、班に班長及び班員を置く。

部長及び班長は、別表1に掲げる職にあるものをもって充て、班員は当該班長の所属する課（所）の職員をもって充てる。

(イ) 本部に本部会議を置く。本部会議は本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長）及び本部員をもって構成し、災害応急対策の基本的事項について協議決定する。

(2) 事務分掌

ア 本部

(ア) 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(イ) 班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。

(ウ) 本部の各部及び各班の事務分掌は、別表2のとおりである。

(3) 町本部の設置

町本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

ア 沖縄本島地方に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波警報が発表され、かつ町の全域又は一部の地域に重大な災害の発生するおそれがあるとき。

イ 地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。

ウ 町の全域又は一部の地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震又は津

波災害が発生したとき。

- エ 気象庁が、西原町で震度5強以上が観測された旨を発表した場合及び沖縄本島地方に大津波警報（津波特別警報）を発表したとき。

(4) 本部設置場所

原則として、「町役場庁舎内」に災害対策本部を設置する。

なお、本庁舎が大規模地震等により使用できない場合は、「東部消防西原分署」に設置する。同施設が使用不可の場合、設置可能な町有施設（津波の場合は、西原町陸上競技場）に設置する。

(5) 本部設置に至らない場合の措置

ア 災害警戒本部の設置

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は、以下のとおりとする。

- (ア) 沖縄本島地方に気象業務法に基づく津波警報（注意報を含む。）が発表されたことに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。
- (イ) 地震又は津波により、町内に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- (ウ) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。
- (エ) 気象庁が、西原町で震度5弱を観測された旨を発表したとき。
- (オ) 気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表したとき。

イ 災害対策準備体制

気象庁が、西原町で震度4が観測された旨を発表した場合、又は沖縄本島地方に津波注意報を発表したときは、直ちに環境安全課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

(6) 本部長（町長）の参集途上における指示

本部長（町長）は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、あらかじめ自宅又は公用車に配備された防災行政無線又は携帯電話等により、災害対策本部の設置、自衛隊の災害派遣要請並びに国及び県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、さらに必要な指示を行うものとする。

(7) 本部長（町長）が不在等の場合の責任体制

本部長（町長）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、以下の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

1 町長 → 2 副町長 → 3 教育長 → 4 総務部長

(8) 本部会議の開催

災害に対する応急対策について方針を決定しその実施を推進するため、本部長は副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

(9) 夜間及び休日等における配備

ア 宿直員の配備

夜間及び休日等に発生する災害に対処するため、夜間及び休日等に宿直員を配備する。

宿直員は、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、又は知ったときは、町及び県出先事務所等に注意報、警報を伝達するとともに、別に定める「西原町災害時緊急連絡体制表」に基づき職員に連絡するものとする。

イ 非常参集

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な町有施設に参集し、応急対策に当たるものとする。

ウ 発災初期の災害対策要員の確保

発災初期の情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、防災関係機関との連絡調整等、初動対応を迅速に行うため、あらかじめ町役場近隣居住職員の中から発災初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定しておくものとする。

【地震・津波の配備体制総括表】

災害種別			本部	災害対策 準備体制	災害警戒 本部	災害対策 本部
津 波	津波注意報（沖縄本島地方）			第1 配備		
	津波注意報（情報収集・伝達強化を要する場合）				第2 配備	
	津波警報（沖縄本島地方）				第2 配備	
	大津波警報（津波特別警報）					第3 配備
地 震	震度 4	西原町で発生		第1 配備		
	震度 5 弱	西原町で発生			第2 配備	
	震度 5 強以上	西原町で発生				第3 配備

(10) 町本部を設置したときの通知及び公表

町本部を設置したときは、以下の要領で通知、公表するものとする。

担 当 班	通知・公表先	通知・公表方法
本部事務局班長	各 班 長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	浦添警察署	〃
企画財政班長	報 道 機 関	〃
〃	町 民	テレビ・ラジオ・広報車による広報その他迅速な方法

(11) 町本部の廃止

町本部は、以下の場合に廃止するものとする。

- ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
 - イ 災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるとき。
- なお、町本部を廃止したときは、(10)の要領により通知するものとする。

2 西原町防災会議（実施主体：防災会議委員）

西原町防災会議の組織、所掌事務及び運営については、基本法、関係法令、西原町防災会議条例の定めるところによるものとするが、その概要は次のとおりである。

(1) 組織

西原町防災会議の組織は、資料編に示すとおりとする。

(2) 所掌事務

西原町防災会議の所掌事務は、概ね以下のとおりである。

- ア 町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- イ 災害情報を収集すること。
- ウ 災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
- オ その他法令によりその権限に属する事務。

3 防災関係機関の協力体制（実施主体：防災関係機関）

本町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は町内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協力を図り応急対策の実施に努めるものとする。

また、防災関係機関の長は、各分野の応急対策が効率的に行えるよう、専門職員を西原町災害対策本部へ派遣するよう配慮するものとする。

4 災害対策の動員（実施主体：各班）

(1) 配備の指定及び区分

- ア 本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。
- イ 配備は、概ね次の基準により第1配備から第3配備までに区分する。

〔災害対策要員配備体制〕

配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員
第1配備 〈災害対策 準備体制〉	1 気象庁が、西原町で震度4が観測された旨を発表した場合、又は沖縄本島地方に津波注意報を発表したとき。	1 各班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく。 2 その他の職員は待機の体制をとる。
第2配備 (災害警戒 本部)	1 沖縄本島地方に気象業務法に基づく津波警報（注意報を含む。）が発表されたことに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必	1 各班の警戒本部要員は配置につく。 2 その他の職員は配

配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員
＜警戒体制＞	要があるとき。 2 地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。 3 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。 4 気象庁が、西原町で震度5弱を観測された旨発表したとき。 5 気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表したとき。	置につく体制をとる。
第3配備 （災害対策本部） ＜救助体制＞	1 沖縄本島地方に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波警報が発表され、かつ町の全域又は一部の地域に重大な災害の発生するおそれがあるとき。 2 地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。 3 町の全域又は一部の地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。 4 気象庁が、西原町で震度5強以上が観測された旨を発表した場合及び沖縄本島地方に大津波警報（津波特別警報）を発表したとき。	1 全職員が配置につく。

※配備要員は、災害状況により増減することができる。

(2) 配備要員及び指名

ア 各班の配備要員は、別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の班長において増減することができるものとする。

イ 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

ウ 各班長は、配備要員名簿を作成し、年度の早い時期に本部事務局班長に提出するものとする。

(3) 動員方法

ア 本部長は、気象予警報及び災害発生のおそれのある異状現象の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、応急対策等に必要な事項を決定するものとする。

イ 本部会議の招集に関する事務は、本部事務局班長が行う。

ウ 本部事務局班長は、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各班長に通知するものとする。

エ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨を通知するものとする。

オ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

カ 各班長は、あらかじめ班内の非常招集系統を確立しておくものとする。

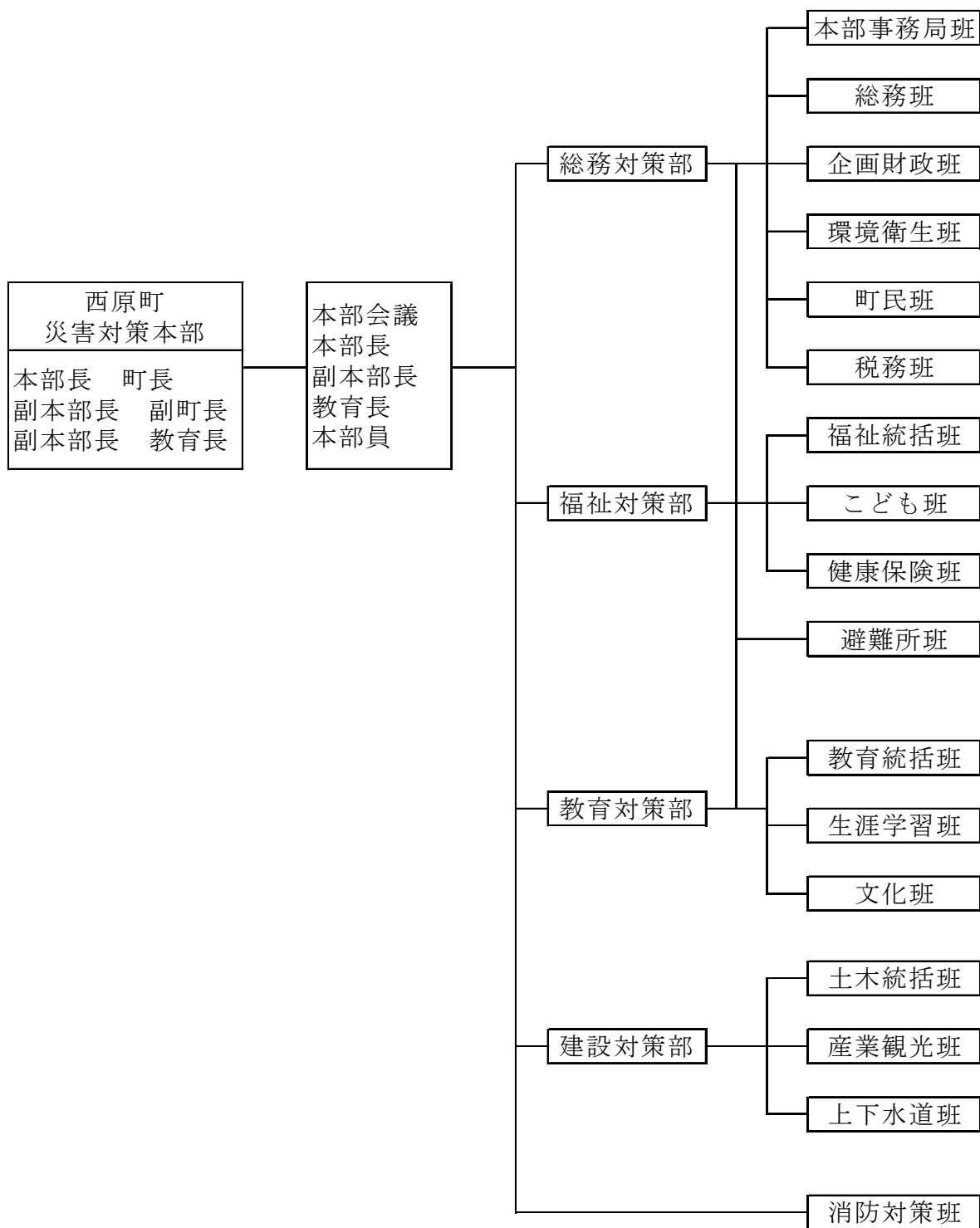
(4) 自主参集基準

各班の配備体制計画により参集が必要な職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、自ら所属長と連絡を取り、又は通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。また、全職員は、救助体制に対応する災害の発生するおそれがあることを知ったときは、自ら登庁するものとする。

[自主参集基準]

参 集 要 員	参 集 基 準
指定職員	1 気象庁が沖縄本島地方津波警報（注意報を含む。）を発表した場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたとき 3 気象庁が当町域で震度5弱を観測し、発表したとき
準備体制要員	1 気象庁が西原町で震度4を観測し、発表した場合 2 気象庁が沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合
警戒体制要員	1 気象庁が沖縄本島地方に津波警報を発表した場合 2 気象庁が当町域を含む地域に震度5弱以上を観測し、発表した場合
全職員	1 気象庁が沖縄本島地方に大津波警報を発表した場合 2 気象庁が当町域を含む地域に震度5強以上を観測し、発表した場合

別表1 西原町災害対策本部組織及び編成



別表2 災害対策本部所掌事務

《災害対策準備体制》（第1配備）⇒ **災害警戒本部**《警戒体制》（第2配備）⇒ **災害対策本部**《救助体制》（第3配備）

部	班	所掌事務
総務対策部	本部事務局班	1. 本部の設置に関すること。 2. 防災会議その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること。 3. 気象予警報の受理及び伝達に関すること。 4. 避難指示等の発令に関すること。 5. 対策部内の連絡調整に関すること。 6. 対策部内職員の動員・配置に関すること。 7. 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること。 8. 各対策部への連絡調整に関すること。 9. 本部事務局班内の連絡調整に関すること。 10. 被害状況等の収集・とりまとめに関すること。 11. 県、その他関係機関への連絡調整に関すること。 12. 国、県、他市町村等への応援要請、応援の受入れ、受援の統括に関すること。 13. 各対策部からの災害情報、被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む。）の収集・とりまとめに関すること。 14. ヘリポートの準備に関すること。 15. 危険物施設に関すること。 16. 災害復旧・復興に関すること。
	総務班	1. 職員の非常招集に関すること。 2. 職員の動員配備に関すること。 3. 被災者及び物資の輸送に関すること。 4. 車両及び燃料の確保に関すること。 5. 町有財産の被害状況の調査に関すること。 6. 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 7. 自主防災組織の連絡調整に関すること。 8. 各自治会、その他各種団体の災害応急対策の協力に関すること。 9. 自治会の被害状況調査及び連絡に関すること。 10. ホームページやSNS等による災害情報の発信及び情報収集に関すること。 11. 議会対応及び町議会議員からの問い合わせに関すること。 12. その他、各班の協力に関すること。
	環境衛生班	1. し尿処理に関すること。 2. ペット等に関すること。 3. 災害時の塵芥処理に関すること。 4. 遺体の収容及びこれに必要な処理に関すること。 5. その他、各班の協力に関すること。
	企画財政班	1. 災害対策に必要な経費の予算処置に関すること。 2. 災害写真等災害の収集及び本部事務局班への報告に関すること。 3. 災害情報、被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む）の町民及び報道機関への広報に関すること。（Lアラート） 4. 報道機関との連絡に関すること。 5. 安否情報の提供に関すること。 6. 広域避難・広域一時滞在に関すること。 7. 帰宅困難者対策に関すること。 8. 沖縄県総合行政通信ネットワーク及び非常通信に関すること。 9. 庁内LAN等を利用した被害状況の収集及び発信に関すること。 10. その他、各班の協力に関すること。
	町民班	1. 町民、外国人等の被害状況、人口動態等の調査収集に関すること。 2. 応急仮設住宅への入居受付に関すること。 3. 救援物資等の受入れに関すること。 4. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 5. その他、各班の協力に関すること。

部	班	所掌事務
	税務班	- 被災者に対する町税の徴収猶予及び減免に関すること。 - 住宅、非住宅の被害状況調査及び本部事務局班への報告に関すること。 - 罹災証明書の交付及び被災者生活再建制度に関すること。 - 被災者台帳に関すること。 - 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 - その他、各班の協力に関すること。
福祉対策部	福祉統括班	- 対策部内の被害状況等の収集及び本部事務局班への報告に関すること。 - 対策部内の連絡調整に関すること。 - 対策部内職員の動員・配置に関すること。 - 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること。 - 主食の確保及び主食配給に関すること。 - 災害救助法の適用に関すること。（災害救助法適用に関する県への報告手続） - 被服、寝具その他生活必需品の給付及び貸付けに関すること。 - 食料の調達及び配給に関すること。 - 日赤との連絡調整、義援物資等の保管及び配分に関すること。 - 災害ボランティアに関すること。 - 災害時要援護者避難行動要支援者に関すること。 - 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 - その他各班の協力に関すること。
	こども班	- 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 - 乳幼児、園児、児童の安全確保及び避難に関すること。 - 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること。 - 保育園との連絡調整に関すること。 - 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 - その他各班の協力に関すること。
	健康保険班	- 医療機関との連絡調整に関すること。 - 災害による、医療、助産に関すること。 - 災害時の防疫に関すること。 - 伝染病感染症その他災害調査及び防疫状況の収集並びに本部事務局班への報告に関すること。 - 被災者の健康管理に関すること。 - 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 - その他、各班の協力に関すること。
総務対策部・福祉対策部・教育対策部	避難所班	- 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 - 避難所における被災者の支援等に関すること。 - 避難者等の健康維持に関すること。 - 避難所における運営状況等の本部事務局班への報告に関すること。

部	班	所掌事務
教育 対策部	教育統括班	1. 対策部内の被害状況等の収集及び本部事務局班への報告に関すること。 2. 対策部内の連絡調整に関すること。 3. 対策部内職員の動員・配置に関すること。 4. 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること。 5. 教育施設の災害対策に関すること。 6. 各学校、給食調理場との連絡調整に関すること。
		1. 教育施設の災害対策に関すること。 2. 各学校、給食調理場との連絡調整に関すること。 3. 児童生徒の避難に関すること。 4. 災害時の教育指導に関すること。 5. 児童生徒に対する学用品の給与に関すること。 6. 幼稚園児、児童生徒の保健及び学校給食に関すること。 7. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 8. その他、各班の協力に関すること。
	生涯学習班	1. 社会教育及び体育施設の災害対策に関すること。 2. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関すること。 3. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 4. その他、各班の協力に関すること。
	文化班	1. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関すること。 2. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 3. その他、各班の協力に関すること。
建設 対策部	土木統括班	1. 対策部内の被害状況等の収集及び本部事務局班への報告に関すること。 2. 対策部内の連絡調整に関すること。 3. 対策部内職員の動員・配置に関すること。 4. 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること。
		1. 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理に関すること。 2. 賃貸型応急住宅の供給に関すること。 3. 道路、公園、橋梁施設の災害復旧に関すること。 4. 交通不適箇所及び通行路線に関すること。 5. 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。 6. 土木対策関係機関との連絡調整に関すること。 7. 河川、堤防、溝、水路の災害応急復旧対策に関すること。 8. 建築物の災害対策に関すること。 9. 河川並びに水路の水位測定及び河川域、その他土木関係災害の警戒巡視に関すること。 10. 高潮対策に関すること。 11. 危険な看板、広告物の所有者又は管理者への通報、改修若しくは撤去命令に関すること。 12. 職員の輸送に関すること。 13. その他、各班の協力に関すること。
	産業観光班	1. 農地、農業用地施設及び農作物等の被害調査並びに災害予防対策と復旧事業に関すること。 2. 家畜伝染病の防疫に関すること。 3. 畜産の被害調査に関すること。 4. 水産物水産施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5. 港湾施設の警戒及び応急対策に関すること。 6. 労務の調達に関すること。 7. 外国人の避難に関すること。 8. その他、各班の協力に関すること。

部	班	所掌事務
建設対策部	上下水道班	1. 給水地域における施設被害状況調査に関すること。 2. 水道施設の応急対策に関すること。 3. 被災者に対する飲料水の供給に関すること。 4. 企業局、町指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。 5. 下水道施設に関すること。 6. その他、各班の協力に関すること。
東部消防組合	消防対策班	1. 災害情報の受理、通報に関すること。 2. 災害予防に関する啓発活動の実施に関すること。 3. 救助を要する者の応急手当て及び搬送に関すること。 4. 所管の被害状況調査及び本部事務局班への報告に関すること。 5. 避難者の誘導及び行方不明者の捜索に関すること。 6. 消防団員の出動要請に関すること。 7. その他、各班の協力に関すること。

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

1 緊急地震速報（実施主体：気象庁）

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*（西原町の所属区域名は、沖縄県本島中南部）））に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に間に合わない。

2 地震情報等の種類及び発表基準（実施主体：気象庁）

気象庁は、次の地震情報を発表する。

地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表*。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

	※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

3 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報の種類及び発表基準（実施主体：気象庁）

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次、大津波警報・津波警報・注意報（以降これらを「津波警報等」という。）、津波情報を発表する。

(1) 津波警報等

地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度よい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3m以上である場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで案安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		

津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。

注：「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表（※1）
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

○沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

○最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

○沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

○最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波 警報等	沿岸で推定される津 波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

○津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

○津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

○津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

○津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

○場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

○津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

○津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報発表基準と発表の内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(4) 津波予報区

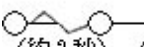
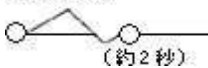
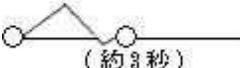
日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。そのうち、西原町が属する津波予報区は、以下のとおりである。

西原町が属する津波予報区

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備 考
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
津波注意報 及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

注：鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識又は大津波警報標識は、以下のとおりである。

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識又は大津波警報標識

標識の種類	標 識	
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	赤	白
	白	赤

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

4 津波警報等の伝達（実施主体：本部事務局班、各班、防災関係機関等）

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の頁の図のとおりである。

情報の発表を知り得た町、防災関係機関、団体等は、あらかじめ町地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により町民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、町は、エリアメール、防災行政無線、津波フラッグ等を活用して直ちに町民等へ伝達する。

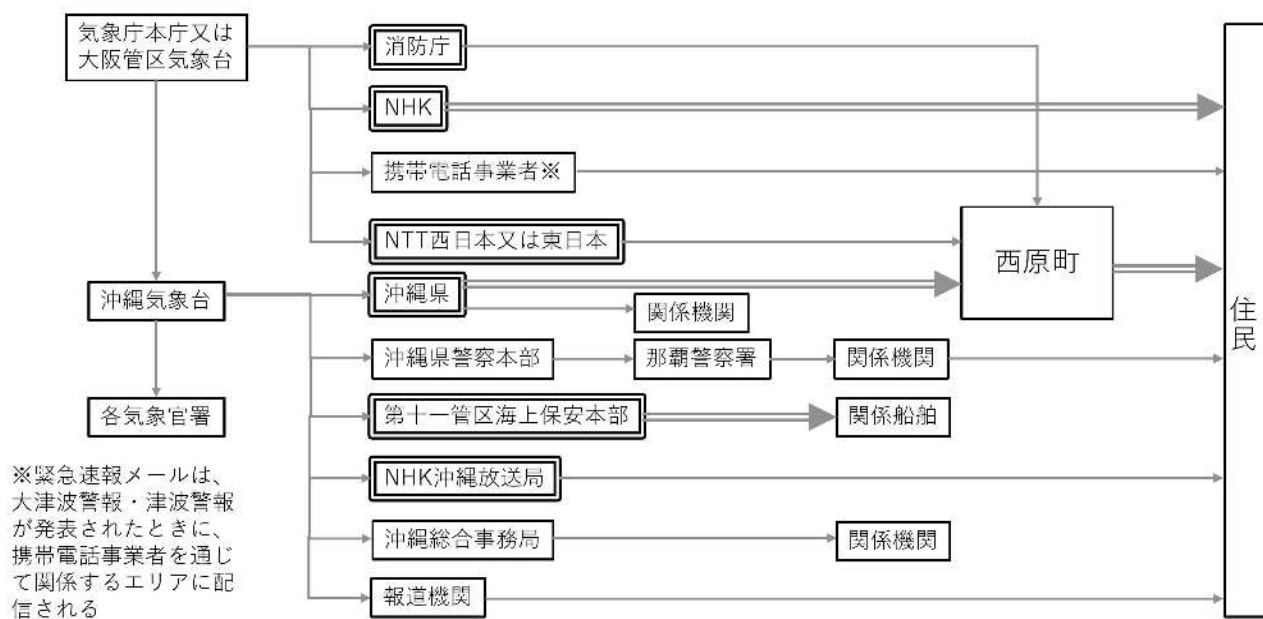
なお、津波警報等の解除は、この系統図の伝達体制に準ずる。

5 近地地震津波に対する自衛処置（実施主体：本部事務局班）

町は、気象庁の発表する津波警報・注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、町防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

津波警報等の伝達（系統図）



（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

（注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第3節 地震災害時の避難計画

1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの指示、及び住家を失った被災者のための避難場所（指定緊急避難場所又は指定避難所、以下同様。）の開設並びに避難場所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難場所の開設及び避難場所への収容並びに保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、町民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

(1) 高齢者等避難の発令

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。

(2) 避難指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	町長から要請がある場合又は町長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条	

(3) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長から要請がある場合又は町長（委任を受けた職員含む。）がその場にいないとき

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長（委任を受けた職員含む。）・警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があつたとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき

(4) 避難の誘導

避難場所への誘導は、避難指示、高齢者等避難の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(5) 避難場所の開設及び収容保護

避難場所の開設及び収容保護は、町長が行うものとする。

また、広域避難等において町のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2 避難指示等の運用（実施主体：本部事務局班、県、避難措置の実施者）

(1) 避難指示等の種類

避難指示等の種類は、以下のとおりである。

種類	内 容	根拠法
高齢者等避難	災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき等、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を行う。	災害対策基本法第56条第2項
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法第60条第1項
緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退	災害対策基本法第60条第3項

	避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。	
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法 第63条

(2) 避難指示等の基準

町は、避難指示等を次の基準に準じて発令する。

【地震】

種別	基 準
高齢者等避難	①本町において震度4が観測され、町長が必要と認めたとき ②町長が必要と認めたとき
避難指示	①震度6弱以上を観測する地震が発生したとき ②町長が必要と認めたとき

(3) 避難指示等の内容

避難措置の実施者は、高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

ア 発令者

イ 対象区域

ウ 高齢者等避難、避難指示の発令及び警戒区域の設定の理由

エ 避難日時、避難先及び避難経路

オ その他必要な事項

(4) 避難指示等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

(5) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

ア 町長の措置
・町長→知事（防災危機管理課）
イ 知事の措置
(ア) 災害対策基本法に基づく措置
・知事（防災危機管理課）→町長
(イ) 地すべり等防止法に基づく措置

- ・知事（海岸防災課）→所轄警察署長
- ウ 警察官の措置
 - (7) 災害対策基本法に基づく措置
 - ・警察官→所轄警察署長→町長→知事（防災危機管理課）
 - (4) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置
 - ・警察官→所轄警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→町長
- エ 自衛官の措置
 - ・自衛官→町長→知事（防災危機管理課）
- オ 水防管理者の措置
 - ・水防管理者→所轄警察署長

(6) 放送を活用した避難指示等情報の伝達

町及び県は、町長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成 17 年 6 月 28 日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難指示等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

※様式及び伝達ルートについては資料編のとおり。

3 避難の実施の方法（実施主体：消防対策班、福祉統括班）

町は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の優先順位

避難にあたっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

町は、以下により、避難者の誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

町は、在宅の避難行動要支援者の避難について、町の避難行動要支援者の個別避難計画（避難支援プラン）に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、町は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

町は、自主防災組織、自治会及び民生委員等の協力を得て、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

第4節 津波災害時の避難計画

大津波警報・津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難者の収容等の事項は、「第3章 共通の災害応急対策計画 第6節 指定避難所の開設・運営計画」によるものとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難指示は、「第1章 地震・津波災害応急対策計画 第3節 地震災害時の避難計画」の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令（実施主体：本部事務局班）

避難指示等の運用については、「第1章 地震・津波災害応急対策計画 第3節 地震災害時の避難計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 避難指示等の基準

町長は、避難指示等を次の基準に準じて発令する。

津波については、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める。

【津波】

	基 準
避難指示	①「沖縄本島地方」に大津波警報、津波警報、又は津波注意報 ^{注1} 発表されたとき ②強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町長が必要と認めたとき

※遠地震による津波が到達すると予想されるときは、津波の到達時間から概ね3時間前までに高齢者等避難を発令するものとする。

注1：津波注意報の場合は、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

(2) 解除の基準

ア 避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

イ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

(3) 避難指示等の伝達

町は、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の伝達を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、町民等の迅速かつ的

確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を町民等に伝達する。

ア 全国瞬時警報システム（J-アラート）等から伝達を受けた津波警報等を、防災行政無線等で町民等へ伝達するよう努める。

イ 津波警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話等のあらゆる手段の活用を図る。

ウ 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があること等、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所（実施主体：本部事務局班）

避難先は、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルとする。

4 避難誘導（実施主体：消防対策班）

(1) 町民等の避難誘導

町は、避難誘導にあたって、地域防災組織のリーダー、消防職員、消防団員、警察官及び町職員等、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内のすべての避難誘導を行う。

5 船舶等の避難（実施主体：第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

第5節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置

1 南海トラフ地震に関連する情報について（実施主体：気象庁）

気象庁は、南海トラフ沿いで観測された異常な現象について、調査を開始した場合、調査を継続している場合、又は調査の結果及び状況の推移等を発表する場合等に「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

南海トラフ地震に関連する情報

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

南海トラフ地震臨時情報

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から 5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^(※1)でマグニチュード6.8以上^(※2)の地震^(※3)が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化^(※4)とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^(※4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^(※5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(※6) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内^(※1)において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^(※3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにもあてはまらない現象と評価した場合

(※1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

(※2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(※3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(※4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点ごと（体積ひずみ計）、成分ごと（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(※5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいの発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(※6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置（実施主体：総務部）

(1) 情報の収集・伝達

トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第3編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとする。

(2) 体制等

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合は、直ちに災害対策準備体制をとるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置（実施主体：総務部、関係各部）

(1) 情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第3編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

(2) 体制等

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）を発表した場合は、災害対策準備体制をとるものとする。

また、町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町は、町民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、合わせて、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。その体制及び周知方法については、「第3編 第3章 第3節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

災害応急対策をとるべき期間は、以下のとおりとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラ

フ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第2章 風水害等災害応急対策計画

第1節 組織計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、第1章 地震・津波災害応急対策計画の「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

なお、町本部の設置、本部設置に至らない場合の措置については、次のとおり行う。

1 災害対策本部の設置（実施主体：各班）

(1) 本部の設置

災害対策本部（以下「本部」という。）は、次に掲げる基準により設置するものとする。

- ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ、町域内に重大な災害の発生するおそれがあるとき。
- イ 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害が発生したとき。
- ウ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、町域内に重大な被害が発生したとき。
- エ 県の全域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。
- オ 前各号のほか、町域内に発生した災害に対し、特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

2 本部設置に至らない場合の措置（実施主体：本部事務局班、各班）

(1) 災害警戒本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて本部事務局班長を本部長とした災害警戒本部を、次の基準で設置する。

- ア 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたことに伴い、町域内の災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。
- イ 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- ウ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき。

(2) 災害対策準備体制

沖縄気象台から、大雨・洪水及び高潮の注意報が発表される等、災害が発生し又は発生するおそれがある場合においてその災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、環境安全課職員等による災害対策準備体制をとるものとする。

3 本部設置場所

本部は、町役場庁舎内に設置する。災害により町役場庁舎が使用できない場合は、東部消防西原

分署内に設置する。同施設が使用不可の場合、設置可能な町有施設に設置する。

4 本部の解散

本部は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれがなくなり、本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。

5 本部設置等の通知公表（実施主体：本部事務局班、企画財政班）

本部を設置又は解散したときは、県、関係機関及び町民に対し、次により、通知公表するものとする。

担 当 班	通知・公表先	通知・公表方法
本部事務局班長	各 班 長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	浦添警察署	〃
企画財政班長	報 道 機 関	〃
〃	町 民	テレビ・ラジオ・広報車による広報 その他迅速な方法

6 災害対策本部の組織（実施主体：各班）

- (1) 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は町長を、副本部長は副町長・教育長をもって充てる。
- (2) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、災害対策本部の各班長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- (3) 本部長が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により、代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに本部長等にこれを報告し、その承認を得るものとする。
 1. 副町長 2. 教育長 3. 総務部長
- (4) 本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。
 - ア 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
 - イ その他本部長が必要と認める事項
- (5) 本部の組織編成及び所掌事務は、第1章 地震・津波災害応急対策計画の別表1及び別表2のとおりとする。
- (6) 各班は、原則として本部の設置と同時に設置されるものとする。

7 災害対策の動員（実施主体：各班）

(1) 配備の指定及び区分

- ア 本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。
- イ 配備は、概ね次の基準により第1配備から第3配備までに区分する。

〔災害対策要員配備体制〕

配 備 体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
第1配備 ＜災害対策準備体制＞	1 沖縄気象台から、大雨・洪水及び高潮の注意報が発表される等、災害が発生し又は発生するおそれがある場合においてその災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないとき。	1 各班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく。 2 その他の職員は待機の体制をとる。
第2配備 (災害警戒本部) ＜警戒体制＞	1 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたことに伴い、町域内の災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。 2 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。	1 各班の警戒本部要員は配置につく。 2 その他の職員は配置につく体制をとる。
第3配備 (災害対策本部) ＜救助体制＞	1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ、町域内に重大な災害の発生するおそれがあるとき。 2 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害が発生したとき。 3 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、町域内に重大な被害が発生したとき。 4 県の全域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。 5 前各号のほか、町域内に発生した災害に対し、特に強力、かつ、総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。	1 全職員が配置につく。

※配備要員は、災害状況により増減することができる。

(2) 配備要員及び指名

ア 各班の配備要員は、第1章 地震・津波災害応急対策計画の別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の班長において増減することができるものとする。

イ 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

ウ 各班長は、配備要員名簿を作成し、年度替わりの早い時期に本部事務局班長に提出するものとする。

(3) 動員方法

- ア 本部長は、気象予警報及び災害発生のおそれのある異状現象の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、応急対策等に必要な事項を決定するものとする。
- イ 本部会議の招集に関する事務は、本部事務局班長が行う。
- ウ 本部事務局班長は、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各班長に通知するものとする。
- エ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨を通知するものとする。
- オ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- カ 各班長は、あらかじめ班内の非常招集系統を確立しておくものとする。

(4) 自主参集基準

各班の配備体制計画により参集が必要な職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の推移に注意し、自ら所属長と連絡をとり、又は通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。また、全職員は、救助体制に対応する災害の発生するおそれがあることを知ったときは、自ら登庁するものとする。

第2節 気象警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

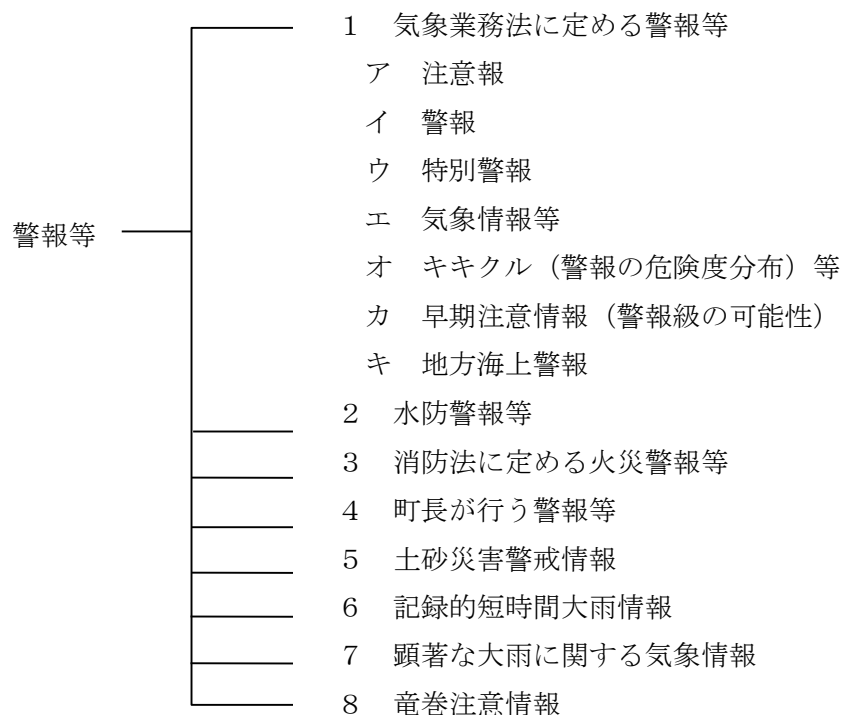
1 警報等の種類及び発表基準（実施主体：沖縄气象台、県、町長）

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。



(2) 気象業務法に定める警報等

ア 注意報

大雨、洪水、強風、波浪、高潮等により、災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

イ 警報

大雨、洪水、暴風、波浪、高潮により、重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

ウ 特別警報

大雨、洪水、暴風、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。最大級の警戒を呼びかけて行う。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

※地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

エ 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報、警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速 15m/ s 以上の半径）	台風の強さ（最大風速）
大 型（大きい） 500km 以上 800km 未満	強 い 33m/ s 以上 44m/ s 未満
超大型（非常に大きい） 800km 以上	非常に強い 44m/ s 以上 54m/ s 未満
	猛 烈 な 54m/ s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

オ キキクル（警報の危険度分布）等

気象庁は、特別警報、警報、注意報を補足する情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）が出現した場合、土砂災害警戒区域等では、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況となるため、避難にかかる時間を考慮して、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）、「今後の

	情報等に留意」（無色）の危険度で示される。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」と流域内における雨量分布の実況を用いて、洪水警報等の基準への到達状況に

	応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。
--	--

カ 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性について〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

キ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄气象台が発表する。

(ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・ 沖縄气象台担当地方海上予報区
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）
- ・ 細分名称
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

(イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カシヅ ヨウケイホウシ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は 継続中の警報を解除する場合
カシヅ ヨウノウムケイホ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が 500m以下 (0.3 カリ以下)
カシヅ ヨウカゼケイホ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9m/s 以上 17.2m/s 未満 (28 ノット以上 34 ノット未満)
カシヅ ヨウキョウフウケイホ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2m/s 以上 24.5m/s 未満 (34 ノット以上 48 ノット未満)
カシヅ ヨウホウフウケイホ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5m/s 以上 (48 ノット以上)
カシヅ ヨウタイフウケイホ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	台風による風の最大風速が 32.7m/s 以上 (64 ノット以上)

(3) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イに定める警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮等によって災害の発生が予想される場合に国土交通大臣又は県知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法に基づき発するものをいう。

（注）現在本計画に考慮されていないが将来を想定して記載した。

ウ 氾濫警戒情報

県は、県指定の水位情報周知河川において氾濫危険水位に達した場合、沖縄県水防計画に基づいて関係市町村等に氾濫警戒情報を伝達する。

町長は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。また、町地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、町民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(4) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

町域を対象として町長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味してそれぞれの町の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

(5) 町長が行う警報等

町長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報を発表したときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び町民その他の関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、町長は、町民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(6) 土砂災害警戒情報

沖縄気象台及び県は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示や町民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村毎に土砂災害警戒情報を発表する。西原町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。

また、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

(7) 記録的短時間大雨情報

沖縄気象台は、県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（一時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）「危険」（紫）が出現したときに、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所がキキクル（危険度分布）で確認できる。

(8) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が一次細分区域単位（本島中南部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

2 警報等の発表及び解除等の発表機関（実施主体：沖縄気象台、地方気象台、町長、県（知事））

警報等の発表及び解除は、次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水〃 強風〃 波浪〃 高潮〃 濃霧〃 雷〃 乾燥〃 霜〃 低温〃 大雨警報（土砂災害、浸水害） 洪水〃 暴風〃 波浪〃 高潮〃 大雨特別警報 暴風〃 波浪〃 高潮〃	沖縄気象台	西原町
竜巻注意情報（発表のみ）	気象庁	本島中南部
記録的短時間大雨情報（発表のみ）	気象庁	西原町
火災警報	町長	西原町
水防警報	県知事	指定した河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台	西原町

3 気象警報等の伝達（実施主体：本部事務局班、県、国、防災関係機関）

(1) 気象警報等の伝達系統図

資料編に示す。

(2) 火災警報等の伝達系統図

資料編に示す。

(3) 地方海上警報等の伝達系統図

資料編に示す。

(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

資料編に示す。

4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置（実施主体：本部事務局班、浦添警察署、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、町民等）

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、概ね次に掲げる現象をいう。

事項	現象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する事項	土砂災害	土石流
	関係	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ
	地すべり	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	地面にひび割れができる等

(2) 異常現象発見者の通報系統図

資料編に示す。

(3) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に町長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を町長に通報する。

ウ 通報を受けた町長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

第3節 風水害避難計画

避難の原則、避難指示等、避難誘導等の事項は、「第1章 第3節 地震災害時の避難計画」に定める対策に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難者の収容等の事項は、「第3章 第6節 指定避難所の開設・運営計画」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための高齢者等避難の発令、避難指示、緊急安全確保の発令は、「第1章 第3節 地震災害時の避難計画」の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令（実施主体：本部事務局班、福祉統括班）

避難指示等の運用については、「第1章 第3節 地震災害時の避難計画」の「2 避難指示等の運用」のとおりとする。

また、町は、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の町民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難指示等の発令にあたる。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等をふまえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して「緊急安全確保」を指示することができる。

- (1) 町は、全国瞬時警報システム（Jアラート）等により伝達を受けた大雨・洪水（特別）警報、土砂災害警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により町民等への伝達に努める。
- (2) 避難指示等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

避難情報等と指示等を行う具体的状況

	発令時の状況	町民が取るべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	災害が発生又は切迫している状況	ア 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	ア 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	ア 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 イ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控える等普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象台が発表)	気象状況悪化	ア ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意する等、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象台が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	ア 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

避難情報の発令基準【水位周知河川（小波津川）】

区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測

区分	発令基準
	で洪水警報基準に到達する場合) ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：水位観測所の水位が護岸天端高水位に到達し、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

避難情報の発令基準【土砂災害】

区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災

区分	発令基準
	害) (警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合等) (夕刻時点で発令)
【警戒レベル4】 避難指示	1: 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 2: 土砂キキクル (土砂災害の危険度分布)で「危険 (紫)」 (警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 3: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令) 4: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5: 土砂災害の前兆現象 (山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1: 大雨特別警報 (土砂災害) (警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 2: 土砂キキクル (土砂災害の危険度分布)で「災害切迫 (黒)」 (警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (災害発生を確認) 3: 土砂災害の発生が確認された場合

避難情報の発令基準【高潮災害】

区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1: 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 (数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表) 2: 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本町にかかることが予想されている、又は台風が本町に接近することが見込まれる場合 3: 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令) 4: 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象台の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避難指示	1: 高潮警報 (警戒レベル4相当情報[高潮])あるいは高潮特別警報 (警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合 2: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合等) (夕刻時点で発令)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1: 水門、陸閘等の異常が確認された場合 2: 高潮による浸水が発生したと推測される場合 (災害発生を確認) 3: 海岸堤防等が倒壊した場合 4: 異常な越波・越流が発生した場合

(3) 町長は、県、気象台、沖縄総合事務局開発建設部に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。さらに、町長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気

象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

- (4) 町長は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (5) 町は、警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (6) 町は、避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに警戒レベル（土砂災害・高潮）に対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、町民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (7) 町長は、災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が避難指示等を行えるように権限を委譲しておく。

3 避難場所（実施主体：本部事務局班）

避難先は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の安全な場所とする。

4 避難誘導（実施主体：消防対策班）

(1) 町民等の避難誘導

町風水害避難計画で定められた方法による。

町は、避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び町職員等、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内のすべての者を対象とする。また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

第4節 水害対策計画

この計画は、水防法、災害対策基本法の主旨に基づき、河川、海岸等における洪水、高潮及び津波等の水害から町民の生命、身体及び財産を守ることを図るものとする。

1 実施責任者

この計画による実施は、町長が行う。

2 水害対策組織と機構

(1) 水害対策本部

沖縄気象台より洪水、豪雨、高潮及び津波のおそれがある気象予警報（以下「気象予警報等」という。ただし、暴風警報を除く。）を受けたとき、又は水害対策本部長（町長）が必要と認めたときからその危険が解消するまで水害対策本部を設置する。

ただし、西原町災害対策本部が設置されると水害対策組織は解消し、本部の組織に統合されるものとする。

(2) 水害対策本部連絡会議

水害対策本部に連絡協議会をおき、本部長、副本部長、本部員及びその他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

3 連絡協議において協議すべき事項

水害対策全般に関する重要な事項を協議する。

4 本部の事務分担（実施主体：各班）

水害対策本部の事務分担は、下記のとおりであるが、この事務分担で定める者は、同節の主旨における責任の重大性を認識し、常に気象、水位等の変化に注意し水害対策に支障のないように努める。

(1) 本部長 町長

(2) 副本部長 副町長、教育長

(3) 各班は、西原町災害対策本部の所掌事務に準ずる。

ただし、土木統括班の所掌事務は、次のとおりとする。

ア 連絡会議に関すること。

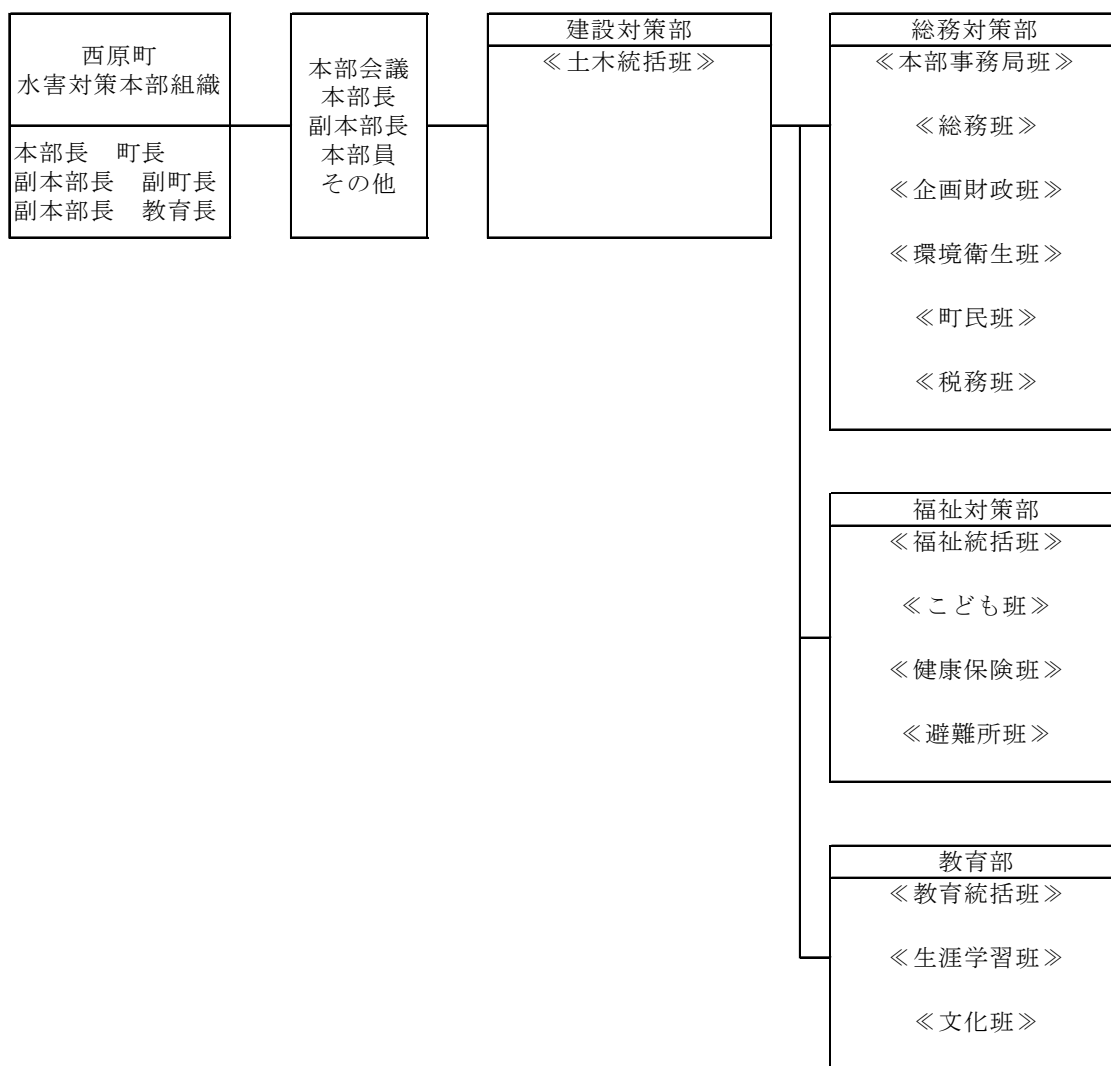
イ 水害に関する気象予警報等の受理、伝達に関すること。

ウ 災害情報の受理、伝達に関すること。

エ 水害対策本部の連絡調整に関すること。

オ 必要と認めるときは、本部事務局班長への報告に関すること。

西原町水害対策本部組織及び編成



5 水害対策非常配備（実施主体：各班）

平常勤務から水害対策非常配備体制への切換えを迅速かつ確実に行うため、下記の要領により配備する。

(1) 水害対策非常配備の種類

(第一配備体制)

気象予警報等により警戒を必要とする場合に情報連絡に必要な人員を配備する。

(第二配備体制)

水害対策事態の発生が予想されるに至った場合、所属人員の約半数を配備につかせる。

(第三配備体制)

情報を総合判断し、第二配備体制で処理困難な状態の場合は、完全水害対策体制のために所属人員全員を配備につかせる。

(2) 非常登庁

水害対策本部員は、常に気象予報等に注意し、非常配備体制の発令が予想されると思われる場合は、進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

〔水害対策非常配備体制〕

配 備 体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
第1配備体制 (水害対策非常配備)	1 気象情報等により警戒を要する場合に情報連絡に必要な人員を配備する。	1 2人
第2配備体制 (水害対策非常配備)	1 水害対策事態の発生が予測されるに至った場合、必要な人員を配備する。	1 所属人員の約半数
第3配備体制 (水害対策非常配備)	1 情報を総合判断として、第二配備体制で処理困難な状態の場合は、完全水害対策体制のために所属人員を配備につかせる。	1 全職員

〔風水害時の自主参集基準〕（洪水／水害対策本部連絡会議対応）

参 集 要 員	参 集 基 準
土木統括班	1 気象情報等に常に注意し、非常配備体制の発令が予想されると思われる場合。 2 気象庁から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表され、早期注意情報（警報級の可能性）で「高」を示された場合。
第1配備体制 (水害対策非常配備) 本部事務局班	1 気象情報等により警戒を必要とする場合に情報連絡に必要な人員を配備する。
第2配備体制 (水害対策非常配備)	1 気象庁が大雨・洪水及び高潮の警報を発表した場合
第3配備体制 (水害対策非常配備)	1 町内に風水害その他異常な自然現象若しくは大規模な人為的要因による災害が発生又は予想されるとき。

6 水害対策巡視（実施主体：土木統括班）

町は、気象予警報その他の方法により、異常気象による危険発生のおそれがあることを知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸及び港湾等の巡視を実施しなければならない。

7 水位及び潮位の通報（実施主体：土木統括班）

町は、海岸、港湾等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位2m）に達したときは、直ちに各班に通報し、出動体制をとらなければならない。

第5節 海上災害応急対策計画

この計画は、災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、海上火災その他の海上災害の発生が予想され、又はこれらが発生した場合において、関係機関が、緊密な連携を保ち、相互協力体制の下に、人命及び財産の保護、海上交通安全の確保、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、人に及ぼす被害の局限及び拡大防止を図るためのものである。

1 連絡調整本部の設置（実施主体：本部事務局班、国、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、関係機関）

海上事故により油等の危険物等が大量流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、国に海上保安庁長官を本部長とする警戒本部が設置される。また、警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部が設置される。

連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。なお、連絡調整本部及びその事務局は、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）内に設置される。

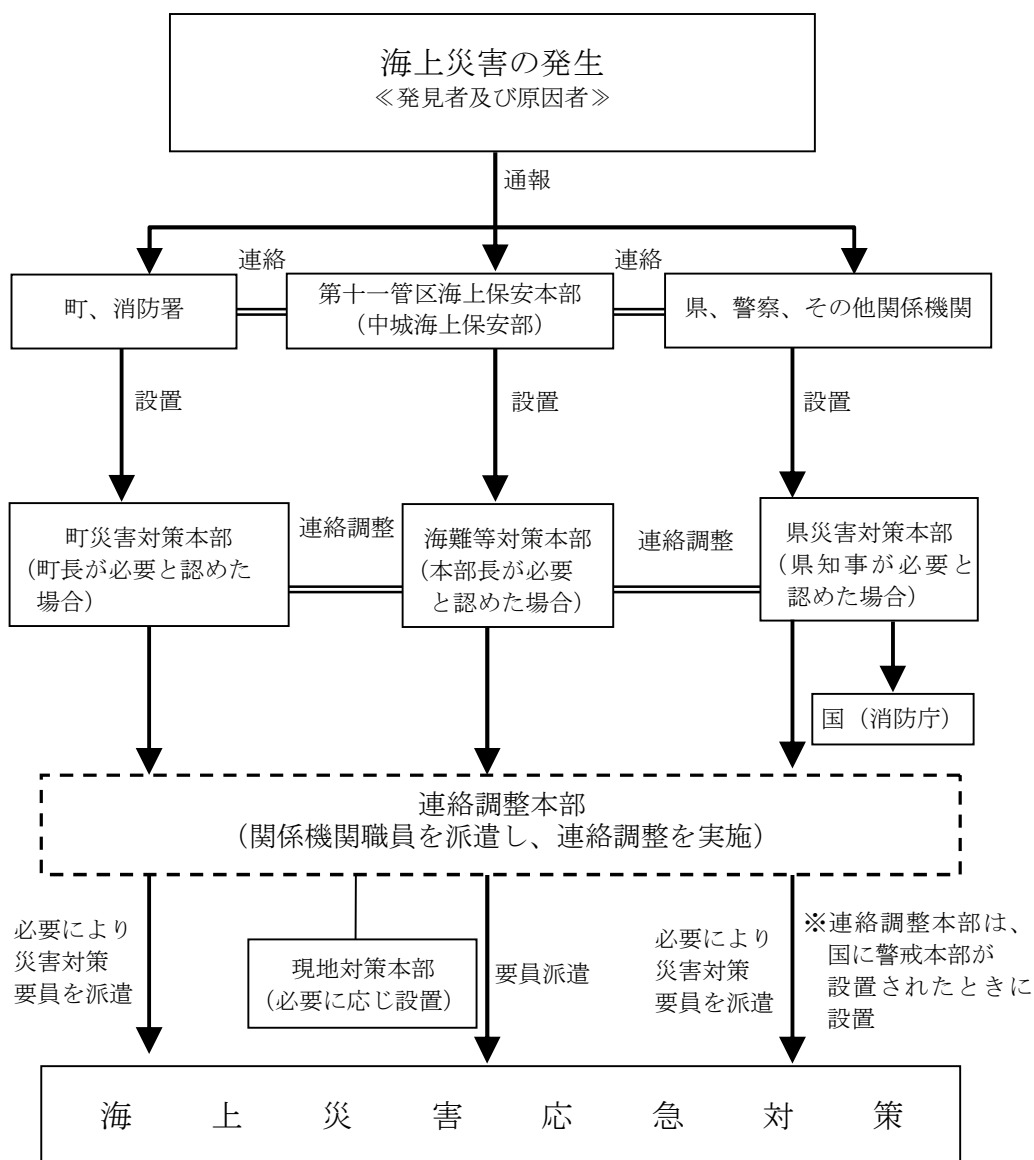
連絡調整本部が設置された場合、町は、連絡調整本部と緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

関係機関は、連絡調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

2 実施機関

- ア 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
- イ 沖縄総合事務局
- ウ 沖縄気象台
- エ 陸上自衛隊第15旅団
- オ 海上自衛隊沖縄基地隊
- カ 沖縄県
- キ 沖縄県警察本部
- ク 浦添警察署
- ケ 西原町
- コ 日本赤十字社沖縄県支部
- サ 事故関係企業等
- シ 指定海上防災機関
- ス その他関係機関及び団体

3 海上災害時の通報系統（実施主体：本部事務局班、国、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、県警察、消防機関、関係機関）



4 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）の実施事項（実施主体：第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）が実施する災害応急対策は、次のとおりである。

(1) 非常体制の確立

- ア 管内を非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部を設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要がある場合は、非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要がある場合は、避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- ア 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
- イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
- ウ 大量の油の流出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

ア 災害が予想される時

(ア) 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）

(イ) 船舶交通の輻輳状況

(ウ) 船だまり等の対応状況

(エ) 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況

(オ) 港湾等における避難者の状況

(カ) 関係機関等の対応状況

(キ) その他災害応急対策の実施上必要な事項

イ 発災後

(ア) 海上及び沿岸部における被害状況

(イ) 被災地周辺海域における船舶交通状況

(ウ) 被災地周辺海域における漂流物等の状況

(エ) 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況

(オ) 石油コンビナートの被害状況

(カ) 水路、航路標識の異常の有無

(キ) 港湾等における避難者の状況

(ク) 関係機関等の対応状況

(ケ) その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類・規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずるものとする。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその搜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火を行うとともに、

必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。

ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

輸送対象の想定は次のとおりとする。

ア 第1段階………避難期

(ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等、人命救助に要する人員及び物資

(イ) 消防、水防活動等、災害拡大防止のための人員及び物資

(ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員等

(エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階………輸送機能確保期

(ア) 上記アの続行

(イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

(エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階………応急復旧期

(ア) 上記イの続行

(イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(ウ) 生活必需品

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動等について支援するものとする。

その他の支援活動については、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）と協議の上、実施するものとする。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々条件によってその手法が異なるので、防除活動に関しては、流出油等の拡散及び性状の

変化の状況についての的確な把握に努め、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を創意的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行うとともに、必要に応じ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関の長及び関係機関等に出動を要請し、防除措置を講ずるものとする。

イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請するほか、必要に応じ機動防除隊又は海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

(9) 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じ船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び同条第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 危険物載積船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- イ 危険物荷役の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

(14) 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等との連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

ア 海洋環境の汚染防止

がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

イ 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (ア) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。
- (イ) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

5 町の実施事項（実施主体：本部事務局班、消防対策班）

(1) 災害防止

災害発生のおそれがある場合、町は、現場を巡視し、必要な措置を講じる。また、応急対策の必要がある場合は、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に要請し、同部の行う応急対策に協力して活動する。

町は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救出及び救護について第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に協力して実施する。また、同部に協力し流出危険物の防除について応急措置を講じる。

《町の災害防止措置》

- ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- オ 沿岸及び地先海面の警戒
- カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告

- キ 消火作業及び延焼防止作業
- ク その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
- ケ 防除資機材及び消火資機材の整備
- コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者への指導

(2) 油汚染事故対策

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2により、海上保安庁長官から町長に対し、排出された油、有害液体物資、廃棄物その他の海洋汚染を防止するため必要な措置を講ずる要請があった場合は、町が中心となって関係機関及びボランティアに協力を要請し実施する。また、資機材については、協力者にも持参するよう求めるとともに、国、県等と連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努める。

また、町は、危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

第6節 道路事故災害応急対策計画

1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（実施主体：本部事務局班、道路管理者）

- (1) 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 町は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

2 応急活動及び活動体制の確立（実施主体：道路管理者、関係機関）

- (1) 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 関係機関は、「第1章第1節 組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制をとる。

3 救助・応急、医療及び消火活動（実施主体：消防対策班、本部事務局班、道路管理者）

- (1) 道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (2) 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町は、必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

4 道路、橋梁等の応急措置（実施主体：道路管理者、ライフライン事業者、県警察）

- (1) 道路管理者は、道路・橋梁等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。
- (2) 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等、道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
- (3) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- (4) 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の点検を行う等必要な措置を講ずる。

5 その他（実施主体：道路管理者）

- (1) 災害復旧への備え
道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。
- (2) 再発防止対策
道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果をふまえ再発防止対策を実施する。

第3章 共通の災害応急対策計画

第1節 災害通信計画

1 通信の協力体制（実施主体：通信設備の所有者又は管理者）

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2 通信設備の利用法（実施主体：本部事務局班、企画財政班）

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信事業用設備の利用

ア 非常通話

町は、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱いをするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする。

イ 非常電報

町は、災害のための緊急を要する電報にあつては、依頼信紙の欄外余白に「非常」と朱書して電報局に差し出すものとする。

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センタ（115）に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

(2) 専用通信設備の利用

町は、電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。

ア 海上保安用通信設備

イ 警察通信設備

ウ 気象官署通信設備

エ 沖縄電力通信設備

オ 沖縄総合事務局開発建設部通信設備

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

町は、災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信

を利用するものとする。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するものの外、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体

イ 各防災会議

ウ 日本赤十字社

エ 全国消防長会

オ 電力会社

カ その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを考慮する。

3 町における措置（実施主体：本部事務局班、企画財政班）

(1) 通信設備優先利用の協定

町は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(2) 放送要請の依頼

町は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼するものとする。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨を連絡するものとする。

第2節 災害状況等の収集・伝達計画

1 実施責任者

(1) 町の役割

ア 町内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

(2) 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。国（総務省消防庁）に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(3) その他機関

上記(1)、(2)の機関の他、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

2 災害状況の収集（実施主体：本部事務局班）

(1) 災害情報の種類の把握

町及び県は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

- ・ 人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ・ 避難指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ・ 避難者数及び指定避難所の場所等に関する情報
- ・ 医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ・ 道路の被害、応急対策の状況及び道路交通状況に関する情報
- ・ 空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ・ 電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ・ 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・ 大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況

(2) 町による情報の収集

町は、職員による調査、職員の参集途上の情報、町民等からの通報、ライフライン機関等からの情報入手、119 番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119 番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

3 災害発生直後の第1次情報の報告（実施主体：本部事務局班、消防本部）

(1) 町の役割

ア 町は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範

困で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告するものとする。

イ 町は、被害の有無に関わらず、地震が発生し、町内で震度5強以上を記録した場合、直ちに国（総務省消防庁）及び県に対し報告する。

ウ 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

エ 町は、行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

なお、報告に当たっては、浦添警察署と密接な連絡を保つものとする。

オ 町は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

カ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、県が人的被害の数について広報を行う際には、町は、適切に行われるよう県に協力する。

キ 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

4 災害報告（実施主体：本部事務局班）

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

(1) 報告の種類

報告の種類は、次のとおりとする。

ア 災害概況即報

イ 被害状況即報

ウ 災害確定報告

エ 災害年報

(2) 報告要領

ア 災害概況即報

町は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災・津波の発生の有無等を報告する場合）に災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ 被害状況即報

町は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、町から地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

なお、町が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

ウ 災害確定報告

町は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第1号に基づく内容について地方本部等を経て、県に報告する。

なお、報告に当たっては、浦添警察署と密接な連絡を保つものとする。

エ 災害年報

町は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県へ報告する。

5 安否情報の提供（実施主体：企画財政班）

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害広報計画

1 実施機関

町、県及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、町及び県は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、町民に対する普及啓発に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報連絡を行うよう努めるものとする。

3 広報活動（実施主体：企画財政班、各班）

- (1) 各班において広報を必要とする事項が生じたときは、企画財政班に原則として文書でもって通知するものとする。
- (2) 町は、各班が把握する災害情報その他広報資料を積極的に収集し、速やかに町民及び報道機関へ広報するものとする。また必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。
- (3) 広報に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

4 町民に対する広報（実施主体：企画財政班）

(1) 報道機関への要請

町は、「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づいて、報道機関を通じ住民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び県の対策等の周知徹底を図る。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。

報道機関を通じて広報する内容は、概ね以下のとおりである。

- ア 不要不急の電話の自粛
- イ 被災者の安否
- ウ 空き病院の情報
- エ 二次災害防止のためにとるべき措置
- オ 交通情報
- カ 食料・生活物資に関する情報
- キ 電気・ガス・水道等の復旧の見通し

(2) 町民からの問い合わせに対する対応

- ア 町は、来庁者に対する広報窓口を設置する。
- イ 町は、町ホームページ、エリアメール、SNS等を活用し、広報活動を行う。

(3) 要配慮者に対する対応

- ア 町は、テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。
- イ 町は、手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。

5 風水害時の災害広報（実施主体：企画財政班）

町における風水害時の災害広報については、段階に応じて以下のような広報を行う。

(1) 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）

- ア 用語の解説、情報の取得先、町民等のとるべき措置
- イ 台風・気象情報
- ウ 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- エ 警報
- オ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- カ 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- キ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- ク 公共交通機関の運行状況
- ケ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- コ 避難情報（準備情報）

(2) 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

- ア 避難情報（避難指示等とその理由、指定避難所等）

(3) 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- ア ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- イ 医療機関の状況
- ウ 感染症対策活動の実施状況
- エ 食料、生活必需品の供給予定
- オ 災害相談窓口の設置状況
- カ その他町民や事業所のとるべき措置

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

1 町長の派遣要請要求等（実施主体：町長、本部事務局班）

(1) 知事への派遣要請要求

町長は、基本法第 68 条の 2 に基づき、町に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

町長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び町に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、町長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定するもの：派遣命令者

2 派遣部隊の活動内容（実施主体：自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常は、以下のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の搜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 給食及び給水
- (10) 入浴支援
- (11) 物資の無償貸付又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (12) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (13) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

3 派遣部隊との連絡調整（実施主体：本部事務局班、県、自衛隊）

- (1) 県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接

に連絡調整を行う。

- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、町及び県は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

4 町及び県の準備すべき事項（実施主体：本部事務局班、県）

自衛隊派遣に際しては、町及び県は、以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、町及び県と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 町は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 町は、災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り町において準備するものとする。
- (5) 町及び県は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

5 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（実施主体：自衛隊）

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア 警察官がその場にいない場合（自衛隊法第94条）

(ア) 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）

(イ) 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

(ウ) 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）
（所轄警察署長への通知）

イ 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

(ア) 警戒区域の設定それに基づく立入り制限・禁止又は退去命令（災害対策基本法第63条第3項）
（町長へ通知）

(イ) 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）
（町長へ通知）

(ウ) 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）（町長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、町が補償を行う。

ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（災害対策基本法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失

イ 自衛官の従事命令（災害対策基本法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措

置の業務に従事した者に対する損害

6 派遣部隊の撤収（実施主体：本部事務局班、知事、自衛隊）

- (1) 要請権者（知事等）は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者（町）と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。
- (2) 派遣命令者（自衛隊）は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、町長、警察、消防機関等と緊密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

7 経費の負担区分等（実施主体：本部事務局班）

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、町及び県の負担とし、細部は、町が、その都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。
 - ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
 - イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
 - ウ 岸壁使用料
- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

8 ヘリポートの準備（実施主体：本部事務局班）

町は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置するよう検討する。災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

9 自衛隊の自主派遣（実施主体：自衛隊）

自衛隊法第83条第2項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣することがある。

災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第5節 広域応援要請計画

1 国等への応援要請（実施主体：本部事務局班）

(1) 指定行政機関等の職員の派遣、あっせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、指定行政機関等に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し指定行政機関等の職員の派遣についてあっせんで求める。

(2) 他の市町村への応援の要求

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法67条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(3) 知事への応援の要求

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

2 防災関係機関における応援要請（実施主体：本部事務局班、警察、消防機関）

(1) 警察

大規模災害時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊」の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 消防機関

大規模災害時において、町長は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、消防本部は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) 隣接市町村等相互間の応援

町長は、本町の地域にかかる災害が発生した場合において応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村の長に対し、職員等の応援を求めるものとする。

(4) 指定地方行政機関の職員等

町長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種別職員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

オ その他職員等の派遣について必要な事項

(5) 県知事への職員派遣のあっせん要請

町長は、県知事に対し県、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について、(4)の

事項を明示してあつせんを求めるものとする。

第6節 指定避難所の開設・運営計画

1 指定避難所の開設及び収容保護（実施主体：避難所班、本部事務局班）

(1) 指定避難所の設置

避難所班は、あらかじめ定められた施設に指定避難所を開設する。町は、災害の規模にかんがみ、必要な指定避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、町民等に周知する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して指定避難所の開設状況、混雑状況を周知する。

(2) 福祉避難所の設置

町は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を福祉避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定める等、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

町及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

(4) 設置及び収容状況報告

町長は、指定避難所を設置したときは、直ちに指定避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

2 避難者の移送（実施主体：本部事務局班）

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「第13節 輸送計画」に定めるところによるものとする。

3 指定避難所の運営管理（実施主体：避難所班）

町は、指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。

(1) 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

避難所班は、避難所の適切な運営管理を行うため、各指定避難所への情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、指定避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等外部支援者等の協力を得て実施することとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求める等、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(2) 避難者に係る情報の把握

避難所班は、指定避難所ごとに、収容されている避難者及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、避難所班は、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 指定避難所の環境

避難所班は、以下のとおり指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等、必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びし尿・ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 運営に当たっては、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

エ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

オ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

カ ペットの同行避難を考慮して、指定避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や指定避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な指定避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ク 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、町は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、町は、指定避難所の運営に必要な情報を共有する。

4 避難の長期化への対応（実施主体：避難所班、土木対策班、県）

避難所班・土木対策班は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、指定避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

5 県有施設の利用（実施主体：避難所班、県）

避難所班は、指定避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、町から県有施設の一時使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

6 船舶の利用（実施主体：避難所班、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））

大規模な災害により指定避難所が不足する場合、町は、県に対して一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

町から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

7 学校等の指定避難所の受入れ（実施主体：教育委員会）

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、その安全性・防災機能の確保が求められる。このことから、教育委員会は、学校施設の安全対策（耐震化・津波対策）に配慮した整備を行うとともに、指定避難所に指定されているすべての学校において指定避難所運営マニュアルを作成するものとする。

8 在宅避難者等の支援（実施主体：避難所班）

町は、やむを得ず指定避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

9 広域一時滞在（実施主体：町長、本部事務局班、知事）

(1) 広域一時滞在の協議等

ア 他市町村長との協議

町長は、災害が発生し、被災した町民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

イ 県知事への報告

町長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

ウ 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受入れ

協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び町長に通知する。

エ 公示及び報告

町長は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

オ 広域一時滞在の終了

町長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

(2) 県外広域一時滞在の協議等

ア 協議の要求

町長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

イ 知事の協議

知事は、町長から要求があつたときは、被災住民の受入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

ウ 内閣総理大臣への報告

知事は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

エ 公示、報告

知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を町長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

また、町長は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

オ 広域一時滞在の終了

町長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

知事は、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

(3) 県外広域一時滞在の受入れ

知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、関係市町村と協議する。

協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

知事は、その内容を協議元都道府県知事に通知する。

(4) 知事等の助言

町長は、知事に対し、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項についての助言を求めることができる。

第7節 観光客等対策計画

1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び町とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第6節 指定避難所の開設・運営計画」のとおりである。

2 避難情報の伝達及び避難誘導（実施主体：産業観光班、消防対策班、観光施設等の管理者、交通機関の管理者）

(1) 町の役割

町は、津波情報や避難指示等の避難情報を、町民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、町職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビル等への避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や町の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や町の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バス停等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 避難収容（実施主体：産業観光班、県、観光施設等の管理者）

(1) 収容場所の確保

町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

県は、町から県有施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。

また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

(2) 安否確認

町は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

県は、町からの報告のほか、観光関係団体、交通機関及び警察等から安否情報を収集し、把握する。

(3) 飲料水・食料等の供給

町及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅支援（実施主体：企画財政班、県）

(1) 情報の提供

町及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況等の情報を、収容場所等でチラシ、テレビ、ラジオ及びインターネット等で提供する。

(2) 帰宅支援

町及び県は、交通機関の運休・欠航が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する。

第8節 要配慮者対策計画

1 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び町とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第1章 第3節 地震災害時の避難計画」のとおりである。

2 避難行動要支援者の避難支援（実施主体：福祉統括班）

町は、国の「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織、女性防火クラブ及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

3 避難生活への支援（実施主体：福祉統括班、町民班、県）

(1) 避難時の支援

町は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

指定避難所においては、専用スペースを設ける等生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、町の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保等の広域支援を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

町及び県は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、避難行動要支援者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り避難行動要支援者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

町は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、町の要請に基づき必要な体制を支援する。

(4) 沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣

県は、県社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に指定避難所等において高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）を派遣する。

4 外国人への支援（実施主体：産業観光班、県）

町及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語によ

る情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第9節 消防計画

1 実施責任者

町及び消防本部は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防を実施する。

2 火災、風水害等警防計画（実施主体：消防対策班、消防本部）

町及び消防本部は、火災を警戒し、鎮圧するために消防職員、団員の招集計画、出動計画、警戒計画、通信計画及び火災防御計画を整備するとともに、水防法に基づき風水害、津波、高潮等の水害に対し、関係機関と緊密な連絡の下に災害の規模に応じた部隊編成及び活動隊を定め、対処する。

3 救助・救急計画（実施主体：消防対策班、消防本部）

町及び消防本部は、各種災害及び各種事故等による傷病者等を救助し、応急処置を実施し、さらに医療機関等に搬送する救助・救急活動が平常時又は特殊災害時を問わず常に迅速かつ適正に対処する。

4 相互応援計画（実施主体：消防機関）

(1) 県内市町村間の相互応援

消防機関は、各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。

第10節 救出計画

1 実施責任者

町をはじめとする救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2 救出の方法（実施主体：消防対策班、本部事務局班、消防本部、浦添警察署、県、）

被災者の救出は、町においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相互協力して、救出に必要な器具を借り上げる等、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 町の役割

ア 町・消防本部は、救助機関として救出活動を実施するものとする。

イ 町は、町のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 浦添警察署の役割

浦添警察署は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、県警察（警察災害派遣隊）の出動により救出を実施する。

(3) 県の役割

県は、被災市町村への応援を必要と認めた場合、又は市町村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊及び他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での搜索を、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、自衛隊等に要請する。

(4) 町民

町民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 救出用資機材の調達（実施主体：消防対策班、消防本部）

救助機関（町・消防本部）は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

4 惨事ストレス対策（実施主体：消防本部）

救助機関（消防本部）は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第11節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、又は医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、町、県及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

1 実施責任者

町は、医療救護を行う。また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、町長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、町長が実施する。

2 医療救護活動に関する組織体制（実施主体：県）

県は、医療救護活動の実施に当たり、医療関係団体及び機関の協力の下、次の組織体制をとる。

(1) 県医療本部（県医療本部長：保健医療部長）

医療救護活動全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

(2) 県DMA T調整本部

災害派遣医療チーム（DMA T）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

(3) 県D P A T調整本部

災害派遣精神医療チーム（D P A T）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

(4) 災害医療調整班

県の医療救護活動に関し、医療関係団体及び機関等の調整を行うため、本部災害医療コーディネーター、県DMA T調整本部及び県D P A T調整本部並びに医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社等医療関係団体及び機関のリエゾンをもって構成する組織を、県医療本部の下に設置する。

(5) 地域医療本部（地域医療本部長：保健所長）

地域における医療救護活動に関し総合調整するため、県災害医療本部の下に、保健所の所管区域ごとに設置する。

(6) 現場におけるDMA T本部

必要に応じて、地域のDMA Tの指揮及び関係機関等の調整を行う、災害拠点病院DMA T活動拠点本部を災害拠点病院等に設置する。また、県は必要に応じて航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）を設置し、広域医療搬送に関わるDMA Tの活動を統括するDMA T・S C U本部を設置する。

(7) 現場におけるD P A T本部

必要に応じて、地域のD P A Tの指揮及び関係機関等の調整を行うD P A T活動拠点本部を設置する。

3 情報収集と共有（実施主体：健康保険班、県、県医療本部）

(1) 災害時の情報伝達手段

県は、既存の電話、FAX、広域災害救急医療情報システム（EMIS）、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及びインターネットを活用し情報を収集する。

(2) 情報収集・提供体制

県医療本部は、傷病者の発生状況、道路その他のインフラの被害状況等医療救護活動に影響を及ぼす情報を県災害対策本部及び地域医療本部（地方本部）から、医療機関及び医薬品等医療救護活動に関する情報を地域医療本部を通じ医療関係機関等から収集し、時系列に整理（クロノロジーの作成）するとともに、収集した情報を的確に分析して、その結果を災害時の医療救護活動に反映させる。

また、災害時の医療救護活動に必要な情報を、適時医療関係機関等へ提供する。

(3) 町民への情報提供

被災地内の町民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、町又は地域医療本部が主体となっていく。また、県医療本部は、診療可能な医療機関情報等県民が必要とする情報について、県ホームページのほか、県災害対策本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

4 医療救護の実施（実施主体：健康保険班、県、DMAT、DPAT、医療救護班）

(1) 県の活動

ア DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣要請

県は、必要に応じて、国、他都道府県、関係機関等にDMAT、DPAT及び医療救護班の派遣を要請する。

イ DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣調整

県は、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

(2) 町の活動

ア 情報の収集

町、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

イ 医療班等の出動要請

(ア) 町は、（一社）中部地区医師会、中部地区薬剤師会等に医療班の派遣を要請する。また、県や他の市町村に応援を要請する。

(イ) 医療班の構成は、医師1人、看護師（准看護師を含む。）3人、事務担当者1人及び運転手1人計6人を基準とする。なお、災害の状況や内容に応じて保健師や助産師の活用も図る。

ウ 応急救護所の設置

町は、医療班と連携して、応急救護所を設置し、トリアージ及び応急手当を行う。また、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

エ 町に派遣された医療救護班等への支援

町は、県から派遣された医療救護班等に対し、県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

(3) D M A Tの活動

ア 病院支援

イ 地域医療搬送

ウ 現場活動

エ 広域医療搬送

オ その他必要な事項

(4) D P A Tの活動

ア 精神科病院支援

イ P T S Dを始めとする精神疾患発症の予防等の支援

ウ その他必要な事項

(5) 医療救護班の活動

ア 指定避難所及び医療救護所における医療

イ 病院及び診療所の支援

ウ 指定避難所の状況把握と改善

エ 在宅患者及び避難者の医療及び健康管理等

オ その他必要な事項

5 医療機関の活動（実施主体：医療機関）

被災地域の医療機関と非被災地域の医療機関は、主に次の活動を行う。

(1) 被災地域の医療機関

ア 必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。

イ 病院施設等の被災状況を、地域医療本部に報告する。

ウ 必要に応じて、地域医療本部に転院が必要な傷病者の搬送、医薬品等の補給及び医療救護班の派遣を要請する。

(2) 非被災地域の医療機関

ア 被災地から搬送されてくる重傷者等を受け入れる体制を整え、受け入れる。

イ 受入可能な傷病者数を、地域医療本部に報告する。

ウ 県医療本部からの要請に基づき、医療救護班等を派遣する。

6 傷病者の搬送（実施主体：健康保険班、消防機関、県医療本部、県）

(1) 傷病者の搬送

傷病者の搬送は、原則として町及び消防機関の救急車両等により行う。

県医療本部は、地域医療本部及び被災地内医療機関等から搬送の要請があった場合、搬送先を決め、消防機関等へ通知するとともに、県本部と搬送のための輸送手段（車両、ヘリ等航空機及び船舶）等について調整する。

(2) 広域医療搬送

ア 広域医療搬送の決定

被災地域や県内医療機関だけでは治療、収容することができない重傷者及び在宅人工透析患者、在宅酸素患者、在宅人工呼吸装置患者等、継続的な治療を必要とする者等の搬送が必要となった場合、県は、国と協議して広域医療搬送を決定する。

イ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置

医療本部は、県本部と協議して、その時点での状況に応じて、航空搬送拠点周辺の適切な場所にSCUを設置する。

7 助産体制（実施主体：健康保険班、県）

(1) 実施責任者

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施するものとする。

(2) 助産の方法

ア 医療救護班等による助産

(ア) 助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班が当たるものとする。

ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄の対応可能な助産師によって行うこともさしつかえないものとする。

(イ) 医療救護班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記4における応急医療の方法の場合と同様とする。

イ 委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は以下に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

(ア) 救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

(イ) (ア)の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

8 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保（実施主体：健康保険班）

町は、中部地区医師会、中部地区薬剤師会等と連携し、医薬品等の需給状況を把握するとともに、適切に供給できる体制を整備する。

また、町内の医薬品では不足する場合は、県に対し支援を要請する。

9 被災者の健康管理とこころのケア（実施主体：健康保険班、県、DPAT）

(1) 被災者の健康状態の把握

県は、被災地の現地災害対策本部及び保健所並びに被災地域外の近隣市町村等より、被災地の情報の収集を行い、こころのケア対策会議を開催する。

町は、県と連携して、被災者の避難生活が長期にわたる場合は、指定避難所内に救護所を設置し、医療班による医療救護活動を行う。

町は、指定避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、町民の健康状態の把握と対応を決定

する。

(2) D P A Tの活動

沖縄県D P A Tの被災地での活動は、現地災害対策本部と連携して行われる。活動内容については、「沖縄D P A T活動マニュアル」に基づいて行われる。

(3) こころのケア

町は、県と連携して、避難生活の長期化によるストレス、P T S D、うつ病、アルコール依存症、統合失調症等の被災者に対し、保健所の相談窓口を設ける等精神保健福祉相談体制を構築する。

また、子供への健康支援として、学校における健康診断やカウンセリング、家庭訪問等で心のケアを行う体制を構築する。

(4) 継続的治療への支援

県は、人工透析等継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、町から県への要請に基づいて、広域的な搬送及び受入れの体制を構築する。

町は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

第12節 交通応急対策計画

この計画は、交通規制の実施により、災害時における交通の危険及び混乱を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

1 実施責任者

交通規制は次の区分により実施し、実施責任者は次のとおりとする。

区 分	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県 知 事 町 長	1. 道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条
公安委員会	公安委員会 警 察 署 長 警 察 官	1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため必要があると認める場合 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合 3. 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条・第5条及び第6条
海上保安部	港 長 海上保安官	1. 船舶交通安全のため必要があると認める場合 2. 海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和に必要な場合 3. 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認める場合	港則法第37条 海上保安庁法第18条

2 実施要項（実施主体：土木統括班、道路管理者、県公安委員会、県、警察機関、自衛隊、消防機関）

(1) 規制の種別

災害地における交通規制の種別は、以下のとおりである。

ア 危険箇所における規制

(ア) 道路法に基づく規制（道路法第46条）

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

(イ) 道路交通法に基づく規制（道路交通法第4条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 緊急輸送のための規制

(ア) 基本法に基づく規制（基本法第76条）

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

資料 緊急輸送道路一覧

(2) 危険箇所における規制

町、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明らかに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、以下により適切な措置をとるものとする。

ア 緊急輸送機関の措置

被災地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

イ 県公安委員会の措置

県公安委員会は、アの連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、以下の措置をするものとする。

(ア) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。

(イ) 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要す

る場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

- (ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、これを審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両等事前届出受理簿に登載しておく。

(5) 緊急通行車両の標章及び証明書

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

ア 使用者の申出

緊急輸送に車両を使用しようとするものは、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

イ 証明書等の交付

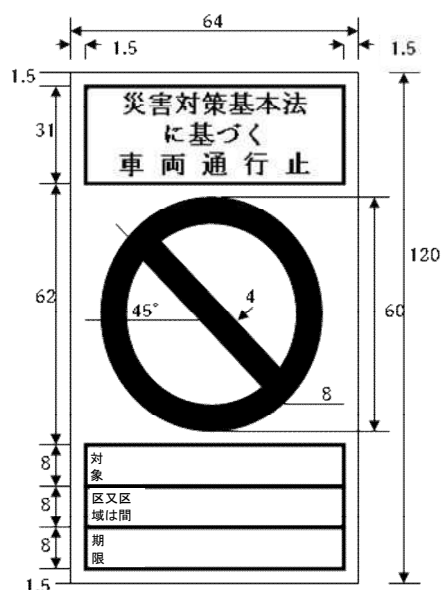
県又は県公安委員会は、アの申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するものとする。

また、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に通行に係る確認を行うとともに、確認のための審査を省略する。

(6) 標章の掲示

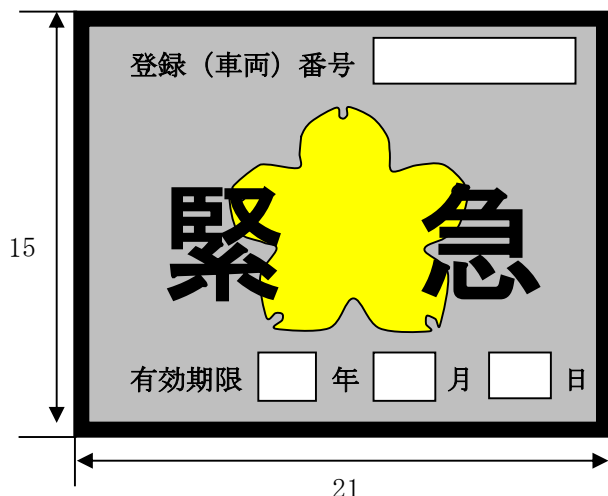
(5)のイにより交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

様式1



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式2



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は、白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(7) 警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分に実施することができない場合、「災害時における円滑な通行の確保等に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、県は県警察を通じて社団法人沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

当該出動要請に係る業務内容については、災害時における被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等とする。

(8) 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、基本法第 76 条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させるものとする。

(9) 車両の運転者の責務

基本法第 76 条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。

ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ 警察官の指示を受けた場合

その他、警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(10) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等**ア 警察官による措置命令等**

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(11) 道路管理者の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

3 相互連絡（実施主体：道路管理者、警察機関）

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を相互に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ通知するいとまがないときは、事後速やかにこれらの事項を通知するものとする。

4 発見者等の通報（実施主体：土木統括班、警察機関）

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。通報を受けたときは、警察官にあっては町長へ、町長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知するものとする。

5 台風・大雨・津波時の対策（実施主体：土木統括班、道路管理者、警察機関）

台風・大雨・津波時は以下の対策を行うものとする。

- (1) 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害

状況を確認し、町に伝達する。

また、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

- (2) 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第13節 輸送計画

この計画は、災害時における被災者の避難その他応急対策に必要な人員、物資及び資材の輸送等を確実にを行うためのものである。

1 実施責任者

被災者の避難その他応急対策に必要な輸送は、町長が行う。

2 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第1段階から第3段階とする。

(1) 第1段階

- ア 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 地方公共団体等の災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記アの続行
- イ 食料及び水等の生命維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記イの続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送方法（実施主体：総務班）

(1) 町有車両の確保

災害輸送のための町有車両の確保は、次の方法により行う。

- ア 町有車両の掌握管理は、総務班とする。
- イ 各班長は、車両を必要とする時は、総務班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。
 - (ア) 輸送日時及び輸送区間
 - (イ) 輸送対象の人数、品名及び数量
 - (ウ) その他必要な事項
- ウ 総務班長は、各班長より要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮の上、使用車両を決定し、各要請班へ通知するものとする。

(2) 町有車両以外の車両の確保

町有車両の輸送力のみでは、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、町長は、沖縄

総合事務局運輸部に対し、車両の調達を要請するものとする。

なお、要請に際しては、本節3-(1)-イに定める事項及び必要車両を明示するものとする。

(3) 燃料の確保

町において、車両による輸送を行う場合、町は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(4) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送又は車両の借上げは、通常の実費とする。

イ 官公署その他公共機関所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

4 広域輸送拠点の確保（実施主体：本部事務局班）

町は、県からの救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第14節 治安警備計画

1 治安警備活動（実施主体：本部事務局班、浦添警察署）

災害時における治安警備活動は、次によるものとする。

- (1) 警察が行う災害時における治安警備活動のうち、本町に関係のある事項は、沖縄県地域防災計画及び「浦添警察署災害警備計画」によるものとする。
- (2) 町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
- (3) 町長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。
- (4) 町長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。
- (5) 町は、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）と被災地付近の海上において連絡を密にし、速やかな安全確保に努める。

第15節 災害救助法適用計画

救助法に基づく被災者の救助は、次によるものとする。

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、町長は、知事の補助機関として実施するものとする。ただし、次に掲げる救助は、災害救助法施行令による委任を受けて町長が実施するものとする。

（救助の委任）

- (1) 指定避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- (3) 被服、寝具、その他の生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、救助法の適用に至らない災害における被災者の救助は、被災者生活再建支援制度（財団法人都道府県会館）の活用促進を含め、町地域防災計画に定めるところにより町長が実施する。

2 救助法の適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、町の区域を単位に実施する。

(2) 災害が発生した場合の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに市町村ごとに行うものとする。

ア 市町村における住家の被害が次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数に達したとき。

イ 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上あって、市町村の被害世帯数が当該市町村の人口に応じ、アの被害世帯数の 2 分の 1 に達したとき。

ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上あって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

エ 当該市町村における被害が以下のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特

別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が消失したとき。

- (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

市町村の人口規模と住家の被害世帯数による適用基準

市町村の人口		被害世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

3 救助法の適用手続き（実施主体：福祉統括班、県）

(1) 町の役割

ア 災害の発生に際し、町における被害が2の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、町長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

イ 災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができないときは、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 県の役割

ア 県は、町からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について町に通知するとともに、関係行政機関及び内閣府に通知又は報告するものとする。

イ 救助法を適用したときは、速やかに公告するものとする。

4 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、以下のとおりとする。

(1) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第1

(2) 実費弁償の方法及び程度

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第2

第16節 給水計画

この計画は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するためのものである。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、水道事業体の中で令和3年度に更新した危機管理マニュアルに基づき、町が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。また、災害救助法が適用されない場合で、町長が必要と認めたときは、町が実施する。

2 給水方法（実施主体：上下水道班）

(1) 取水

町は、給水のための取水は、配水池に設置している緊急用給水施設、消火栓その他の補給水源から行う。

(2) 消毒等

町は、取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、浄水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行う。

(3) 供給

町は、被災地への給水は、東部消防組合の水槽付ポンプ車等により搬送して行う。

(4) 広報

町は、給水に際しては、広報車及び報道機関の協力を得て、給水日時、場所その他必要な事項を住民に広報する。

3 給水量（実施主体：上下水道班）

被災者に対する給水量は、1人1日3リットルとするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減する。給水体制が整わない段階においては、町は、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

4 水道施設の応急復旧（実施主体：上下水道班）

町は、水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の日数等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて町指定給水装置工事事業者の応援を求めるものとする。

5 医療施設等への優先的給水（実施主体：上下水道班）

町は、医療施設、社会福祉施設、指定避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

第17節 食料供給計画

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食料の供給のための調達、炊き出し及び配給等を迅速かつ確実に実施するためのものである。

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達及び供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。

2 食料の調達方法（実施主体：福祉統括班）

(1) 主食（米穀又は乾パン）

米穀については、町長は知事（糖業農産課）に米穀の応急買受申請を行い、知事の発行する応急買受許可書により指定業者手持の米穀を調達する。

災害用乾パンについては、町長は知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄食糧事務所長に売却申請を行い調達する。

(2) その他の食料

町は、その他主食（パン、その他）及び副食調味料等は、町内の販売業者より調達する。

3 応急配給及び炊き出しの方法（実施主体：福祉統括班、避難所班）

(1) 応急配給を行う場合

災害が発生し、又は災害のおそれがある場合における応急配給は、次の場合に町長が必要と認めたとき行うものとする。

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により卸売、小売販売業者が通常の販売を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合

ウ 災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

(2) 応急配給品目

配給品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

(3) 応急配給の数量

1人あたりの配給数量は、次のとおりとする。

ア (1)のアの場合 1日あたり精米 300 グラム

イ (1)のイの場合 1日あたり精米 300 グラム

ウ (1)のウの場合 1食あたり精米 200 グラム

(4) 炊き出しの実施

炊き出しは、各指定避難所において避難所班が行い、必要に応じ自治会等の協力を得て行うものとする。

4 炊き出し等食料の給与の費用及び期間等

(1) 対象者

炊き出し、その他による食品の給与は、指定避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等のため炊事のできない者及び被害を受け、一時緑故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

(2) 費用

炊き出し、その他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料費等とし、救助法限度額以内とする。

(3) 期間

炊き出し、その他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、住家の被害により被災者が一時緑故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給する。

5 要配慮者等に配慮した食料の給与（実施主体：福祉統括班）

町は、要配慮者等に配慮した食料の給与に努めるものとする。また、指定避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第18節 生活必需品供給計画

この計画は、被災者に対する衣料及び生活必需品物資の調達及び配給に関するものである。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の調達、給与及び貸与は町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。

2 物資の調達（実施主体：福祉統括班、本部事務局班）

物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、町は、関係業者との密接な連絡により物資の調達をするものとする。それでもなお、必要量が確保できないときは、町は、県又は他の市町村に対し応援を要請する。

3 物資の給与又は貸与（実施主体：福祉統括班）

(1) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

また、町は、指定避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 品目

給与又は貸与する衣料物資等は、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

なお、町は、物資は時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

（品目例）

寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料

(3) 費用

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯あたりの額は救助法の限度額以内とする。

(4) 期間

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内とする。

4 物資の配給方法（実施主体：福祉統括班）

町は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画をたて、迅速かつ確実に配給するものとする。

5 義援物資の受入れ、金品の保管及び配分（実施主体：福祉統括班）

(1) 救援物資の受入れ

町は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。町で救援物資の受入れができない場合は、県が町のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受入ルールの作成

町は、救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとする等、ルールを明確にする。

(3) 救援物資の受入方法

町に送付された義援物資は、町において受入れ・保管し、配分計画に基づき配分を行うものとする。

第19節 防疫計画

この計画は、災害時における感染症の発生及びまん延を防止するため、防疫の万全を期するものである。

1 実施責任者

町は、南部保健所の指示に従って感染症対策上必要な措置を行う。

災害時における感染症対策は、町長が実施する。

2 感染症対策実施の組織（実施主体：健康保険班）

町は、災害時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成する。災害地域が広範囲にわたるときは、その都度即応体制をとるものとする。

3 感染症対策の指示（実施主体：知事）

知事は、感染症対策上必要と認めたときは、当該市町村に対しその範囲及び期間等を定めて次に掲げる指示を発するものとする。指示を受けた町は速やかに指示事項を実施するものとする。

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示
- (2) 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示
- (3) 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
- (4) 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

4 感染症対策の実施（実施主体：健康保険班、上下水道班）

(1) 清潔方法

町は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導する。また、町は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生等衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(2) 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条までに定めるところにより行う。

(3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条によるものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、町は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

(5) 指定避難所の感染症対策

指定避難所を開設したときは、南部保健所の指導のもとに指定避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため、町は、指定避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。なお、感染症対策指導の重点事項は、概ね次のとおりとする。

ア 疫学調査

イ 清潔の保持及び消毒の実施

ウ 集団給食

エ 飲料水の管理

オ 健康診断

5 消毒薬剤の調達（実施主体：健康保険班）

消毒薬剤は、町において緊急に調達するが、それが不可能な場合は南部保健所に調達あつせんの要請を行う。

6 臨時予防接種（実施主体：健康保険班）

予防接種法第6条第1項の規定に基づく知事の指示による臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。町は、実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、指定避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施する。

7 その他（実施主体：健康保険班）

町は、その他必要事項については、関係機関と協力して行う。

第20節 清掃計画

この計画は、被災地におけるごみの収集及びし尿の収集処分等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るものである。

1 実施責任者

災害時におけるごみ及びし尿の収集処理は、町長が行う。

2 ごみの収集処理の方法（実施主体：環境衛生班）

(1) 収集方法

ア ごみの収集は、被災地及び指定避難所に委託業者の車両を配車して速やかに行う。

イ ごみの集積地は、地域自治会長と町が協議して定めるものとする。

(2) 処理方法

ごみの処理は、原則として東部環境美化センターにおいて処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行うものとする。

3 し尿の収集処理の方法（実施主体：環境衛生班）

(1) 収集の方法

し尿の収集は、災害の規模に応じ、各許可業者に指示してくみ取りを実施する。

(2) 処理方法

し尿処理は、汚泥再生処理センターで中間処理し、汚泥を東部環境美化センターで助燃剤として処理する。

4 食品衛生監視（実施主体：健康保険班）

町は、食品衛生は、食料及び飲料水について監視を行うとともに、食品による危害を防止するための注意喚起を行うこととする。

5 犬等及び危険動物の保護・収容計画（実施主体：環境衛生班）

町は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

6 ペットへの対応（実施主体：環境衛生班）

災害時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、町は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

町は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第21節 行方不明者の搜索及び遺体処理並びに埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者及び生死不明者）の搜索を行い、遺体の処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索及び遺体の処理並びに埋葬等の措置は、町長が行う。なお、行方不明者の搜索は、町及び消防団が警察署及び第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）と協力して担当し、遺体の処理及び埋葬等は町が担当する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、遺体の処理は知事が行い、搜索及び埋葬は知事の委任により町長が行う。

2 行方不明者の搜索（実施主体：消防対策班）

(1) 搜索隊の設置

行方不明者の搜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じ、町に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防対策班員を中心に各班員をもって編成する。

(2) 関係機関の連携

町は、搜索の方法に当たっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、警察署、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）及び自衛隊等の関係機関と事前に打合せを行うものとする。

3 行方不明者発見後の収容及び処理（実施主体：消防対策班、本部事務局班、警察官又は海上保安官）

(1) 負傷者の収容

搜索隊が負傷者及び病人等援護を要する者を発見したとき、又は警察署及び第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）より救護を要する者の引渡しを受けたときは、町は、速やかに医療機関に収容するものとする。

(2) 遺体の収容・安置

ア 町は、遺体を収容、一時安置するための施設等をあらかじめ選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。

イ 発見された遺体は、町が所轄警察署等と協議して、公民館及び学校等適切な収容施設に搬送する。

ウ 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬が出来ない場合等においては、町が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。

(3) 遺体の調査、身元確認

ア 発見された遺体については、警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。

イ 遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。

ウ 警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明遺体調査書を添付して、死亡地を管轄す

る市町村へ引き渡す。

(4) 医療機関等との連携

搜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように医療班及び医療機関等の連絡を前もってとるものとする。

4 遺体の処理（実施主体：本部事務局班）

- (1) 町は、遺体について、医師による死因、その他の医学的検査を実施する。
- (2) 調査及び医学的検査を終了した遺体について、町は、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (3) 町は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱に伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努める。

5 遺体の埋（火）葬（実施主体：本部事務局班）

引取人の判明しない遺体又は引取人が判明した遺体であっても、その遺族が埋（火）葬を行うことが困難な場合には、町長がこれを行う。なお、町で火葬が困難な場合は、町は、県に広域火葬を要請する。

6 行方不明者の搜索等の費用及び期間等

(1) 被災者の救出

ア 対象者

災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、救出するものである。

イ 費用

船艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害にかかった者の救出の期間は、災害の状況に応じ必要な期間とする。

(2) 遺体の搜索

ア 対象者

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

イ 費用

遺体の搜索のため支出できる費用は、船艇その他搜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

遺体の搜索は、災害発生の日から10日以内とする。

(3) 遺体の処理

ア 対象者

遺体の処理は、災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

イ 処理の範囲

遺体の処理は、次の範囲内において行う。

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 費用

遺体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理の費用は、1体あたり3,500円以内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設等の借上費について通常の実施とし、既存建物を利用できない場合は、1体あたり5,400円以内とする。

(ウ) 検案が医療班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

遺体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(4) 埋葬

ア 対象者

埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。

イ 費用

埋葬は、実際に処理を行う者に対して、できる限り次に掲げる現物を支給するものとし、その費用は、1体あたり大人215,200円以内及び小人172,000円以内とする。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬の費用（人夫賃を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

この計画は、災害のため住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物が日常生活に著しい支障を及ぼしている場合に、これの除去に関するものである。

1 実施責任者

- (1) 住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行う。
- (2) 障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

2 除去の方法（実施主体：土木統括班、道路管理者、河川管理者、港湾管理者、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））

実施者は、自らの応急対策機器材を用い、又は状況に応じ建設業者の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

ア 除去の対象者

障害物の除去は、居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ 費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び人夫賃とし、1世帯あたり137,900円以内とする。

ウ 期間

障害物の除去期間は、発生の日から10日以内とする。

(2) 倒壊住宅等

町は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

また、町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(3) 道路関係障害物

道路管理者は、死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の

危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

3 災害廃棄物の処理（実施主体：土木統括班、環境衛生班、県）

(1) 災害廃棄物処理体制の確保

町は、災害時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）」又はこれをふまえあらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制を速やかに確保する。

県は、廃棄物処理が町のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、町及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

町内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して町を支援する。

(3) リサイクルの徹底

町は、がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

(4) 環境汚染の未然防止、町民・作業者の健康管理

町は、障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び町民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

第23節 住宅応急対策計画

この計画は、災害により住宅を失い、又は損壊したため居住することができなくなった者に対し、自力で住宅を確保することができない者に応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理その他を実施するものである。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の供給（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）及び住宅の応急修理は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行う。

2 応急仮設住宅の建設（実施主体：土木統括班、町民班、県）

(1) 対象者

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

(2) 建設型応急住宅

ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、町有地を利用するものとする。ただし、これら適当な町有地を利用することが困難な場合は、私有地を借り上げるものとする。

イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨をふまえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。

オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

キ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(3) 賃貸型応急住宅

ア 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(2)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない

ない。

ウ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(2)カと同様の期間とする。

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

県及び町は、要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(5) 入居者の選定

町は、入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

(6) 運営管理

町は、応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

3 住宅の応急修理（実施主体：土木統括班）

(1) 対象者

町は、災害のため住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 費用

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に対して行い、その費用は1世帯当たり以下のとおりとする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000 円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円

(3) 期間

住宅の応急修理は災害発生の日から3ヶ月以内に完成する。

4 県営住宅の活用（実施主体：県）

県は、指定管理者と連携を図り、県営住宅の空家状況の把握に努め、被災市町村に配分する。

また、県営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

5 住家の被災調査（実施主体：税務班、県）

町は、罹災証明書発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の区分で判定を行う。

県は、町の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置する等の調整を行う。

6 被災者台帳の作成（実施主体：税務班）

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第24節 二次災害の防止計画

1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、町が実施する。県は、町に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定（実施主体：土木統括班、県）

町は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3 被災宅地の危険度判定（実施主体：土木統括班、県）

町は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止（実施主体：土木統括班、県）

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除等被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

町は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

5 高潮、波浪等の対策（実施主体：土木統括班、県、国）

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び町と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

町は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第25節 教育対策計画

この計画は、文教施設又は児童生徒及び園児の被災により通常の実施を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るためのものである。

1 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施責任者は、次のとおりとする。

- (1) 町立小中学校児童生徒に関する応急教育は、町教育委員会が行う。
- (2) 災害時の学校内の応急措置は、各学校長（園長）が行う。
- (3) 町立小中学校及び町立幼稚園その他町立文教施設の災害応急復旧は、町長（町教育委員会）が行う。
- (4) 救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として町長が行う。

2 応急教育対策（実施主体：各学校長（園長）、町教育委員会）

(1) 休校（休園）措置

- ア 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長（園長）は、町教育委員会と協議し、必要に応じて休校（休園）措置をとるものとする。
- イ 休校（休園）措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を放送（ラジオ等）その他確実な方法により児童生徒及び園児に周知させるものとする。
- ウ 休校（休園）措置が登校後に決定し、児童生徒及び園児を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行うものとする。

(2) 教育施設の確保

町教育委員会は、学校施設が災害によりその一部が損壊し、使用不能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所については応急修理又は補強を施し、学校教育に支障のないよう万全の措置を講じ、休校（休園）をできる限り避けるものとする。

なお、災害のため学校施設が使用できない場合は、次の場所を予定する。

- ア 隣接校
- イ 公民館等の公共施設
- ウ 前掲施設を使用できない場合は、応急仮設校舎（園舎）の建設を検討する。

また、町教育委員会は、応急教育に当って町内に適当な施設がない場合は、各教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行う。

(3) 教科書、教材及び学用品の給与

- ア 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

町教育委員会は、被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、町教育委員会からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

イ 支給

(ア) 救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

町教育委員会は、給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

(イ) 救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、町又は本人の負担とする。

ウ 給与の品目、費用、期間

(ア) 品目

教科書及び学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を支給する。

a 教科書及び教材

b 文房具

c 通学用品

(イ) 費用

a 教科書代 …………… 実費

b 文房具及び通学用品

幼稚園児1人当たり …………… 実費

小学校児童1人当たり …………… 救助法の限度額以内

中学校生徒1人当たり …………… 救助法の限度額以内

(ウ) 期間

学用品の給与は災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内にそれぞれ完了しなければならない。

(4) 被災児童生徒の転校及び編入

被災児童生徒の転校及び編入については、教育長が別に定める。

(5) 教育職員の確保

ア 町教育委員会は、教員の被災等により通常の授業及び保育が行えないときは、代替職員を確保し、授業又は保育に支障をきたさないようにする。また、必要に応じて、一時的に教員組織の編成替え等を行う。

イ 教員免許所有者で、現に教職にたずさわっていない者を臨時に確保することを検討する。

3 学校給食対策（実施主体：町教育委員会）

町教育委員会は、応急給食を必要と認めるときは、県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上実施するものとする。

4 社会教育施設等対策（実施主体：公民館施設等の管理者）

公民館施設等の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実

施するものとする。

5 罹災児童・生徒の保健管理（実施主体：町教育委員会）

町教育委員会は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6 文化財の保護（実施主体：文化財の所有者等、文化班、生涯学習班）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

- (1) 町指定の文化財は、町に報告する。

第26節 危険物等災害応急対策計画

1 石油類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）

(1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 町の役割

町及び消防機関は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

2 高圧ガス類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）

(1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 町の役割

町及び消防機関は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

3 火薬類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）

(1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(2) 町の役割

町及び消防機関は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

4 毒物劇物（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出し、しみ出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。

ア タンク破壊等により漏洩した毒物劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 町の役割

町及び消防機関は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

5 石油コンビナート（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）

石油コンビナート災害の発生により被害の発生が予測される場合、県等の防災関係機関と密に連携して、事故が発生した場合には迅速に被害状況を把握し、的確な応急対策を実施する等により、二次的な災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめ、町民の安全を確保するため必要な措置を実施するものとする。なお、石油コンビナート災害の応急対策等は、沖縄県石油コンビナート等防災計画に準じて実施するものとする。

(1) 石油コンビナート特定事業者の施設責任者の役割

石油コンビナート特定事業者の施設責任者は、石油コンビナート災害の発生が予測される場合は、災害の応急措置と拡大の防止措置、異常現象時には、町、県、消防機関、警察等の関係機関に迅速に情報伝達及び通報するものとする。

(2) 町の役割

町及び消防機関は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害に関する情報収集伝達、避難指示及び避難所の開設、地域住民の避難誘導、危険物及び高圧ガス災害の防御及び人命救助、警戒区域の設定、負傷者の救出及び搬送、医療救護の実施、広報等を実施するものとする。

第27節 労務供給計画

この計画は、災害応急対策実施のため、職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に必要な労務の供給に関するものである。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の供給については、那覇公共職業安定所に依頼するが、もし諸般の事情により当該職業安定所長からの労務者の供給あつせんが困難と思われる場合は、あらかじめ当該職業安定所長と調整の上、町長が自ら労務者の雇用を行う。

2 労務者供給の方法（実施主体：産業観光班、本部事務局班）

(1) 供給手続

町長は、那覇公共職業安定所長に対し、次の事項を明示して、労務者の供給を依頼する。

- ア 必要とする作業内容
- イ 労務の種別
- ウ 就労時間所要人員
- エ 集合場所

(2) 賃金の基準

賃金の基準は、西原町臨時職員の賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

(3) 賃金の支払方法

賃金の支払方法は、その日払いとし、支給事務等は「西原町臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則」に準じて、町が行うものとする。

3 救助法による賃金職員等の雇上げ（実施主体：産業観光班）

町が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

ウ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

(ア) 被服、寝具、その他の生活必需品

(イ) 学用品

(ウ) 炊き出し用の食料品、調味料、燃料

(エ) 医薬品、衛生材料

カ 死体搜索賃金職員等

死体の搜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

キ 死体の処理（埋葬を除く。）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、町は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

(ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目

(イ) 賃金職員等の所要人員

(ウ) 雇上げを要する期間

(エ) 賃金職員等雇上げの理由

イ 町は県に要請をし、県はその必要を認めたときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4 従事命令、協力命令（実施主体：産業観光班）

(1) 執行者及び対象者

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

〔従事命令等の種類と執行者〕

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	町 長
		〃 第65条2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条3項	自衛官（町長の職権 を行う者がその場に いない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がそ の場にはいない場合）
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知 事
	協力命令	〃 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知 事 町長（委任を受けた 場合）
	協力命令	〃 第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

〔命令対象者〕

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の 従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療 放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、 救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業 者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の 協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長、警察官、海上保 安官の従事命令（災害応急対策全般）	町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場 にある者

警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

町又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。

(基本法第82条第1項)

(3) 傷害等に対する補償

ア 町の役割

町は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により町長の職権を行った場合も含む。）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、町は基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第84条第1項）

第28節 民間団体の活用計画

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため民間団体の協力を図るためのものである。

なお、町で処理できない場合は、隣接市町村に協力を求めて行うものとする。また、大規模な被害又は広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは町において処理できない場合においては、県に対し、民間団体の活用の要請を行う。

1 実施責任者

民間団体に対する要請は、町長が行う。

2 協力要請対象団体

- (1) 各自治会
- (2) 自主防災組織
- (3) 女性団体
- (4) 青年団体
- (5) 各種団体

3 協力要請（実施主体：本部事務局班）

(1) 要請の方法

町は、協力に要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請するものとする。

- ア 協力を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 期間
- エ 従事場所
- オ 所要人員数
- カ その他必要な事項

(2) 協力を要請する作業内容

- ア 被災者の救出、又は災害応急復旧等の作業の応援
- イ 災害後の炊き出しの応援

第29節 ボランティア受入計画

1 ボランティアの募集（実施主体：福祉統括班、社会福祉協議会）

町災害ボランティアセンターは、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう、県災害ボランティアセンターと連携協力を行う。

また、町災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

2 ボランティアの受入れ（実施主体：福祉統括班、社会福祉協議会）

町災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンター、町、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話能力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）は、地域のボランティアや町民組織からの人員の派遣等により実施する。

なお、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- エ 住宅の応急危険度判定（建築士）
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア 炊き出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 軽易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ 指定避難所における各種支援活動
- ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援

コ その他必要なボランティア活動

4 ボランティアの活動支援（実施主体：福祉統括班、県、社会福祉協議会）

町、県及び社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供

ア 町災害ボランティアセンターの役割【町社会福祉協議会、町庁舎等】

(ア) 指定避難所等のボランティア活動の統括

(イ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）

(ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）

(エ) ボランティアの紹介

(オ) ボランティアニーズの把握とコーディネート

(カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

町及び県は、可能な限り、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供

町及び県は、行政によって一元化された災害の情報やボランティア活動状況等に関する適切で最新の情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、町民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

町は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

町及び県は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第30節 公共土木施設応急対策計画

1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上、行うものとする。

2 施設の防護（実施主体：土木統括対策班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 道路施設

ア 町道

町道の管理者である町における措置は、以下のとおりとする。

(ア) 町長は、町管理道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を県道路管理課及び所管土木事務所に報告するものとする。

- ・被害の発生した日時及び場所
- ・被害の内容及び程度
- ・迂回道路の有無

(イ) 町は、自動車の運転者や地区の住民等が、決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに町長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。

イ 国道（指定区間）

国道（指定区間）の管理者である沖縄総合事務局開発建設部は、管理する国道についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。

ウ 国道（指定区間外）及び県道

国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

(ア) 土木事務所は、常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速かつ適切な措置がとれるように努めるものとする。

(イ) 道路管理者は、所管する道路についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。

(ウ) 土木事務所長の災害に関する報告は、「第2節 災害状況等の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。

(2) 港湾・漁港施設

ア 町における措置

町長は、護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を所管の土木事務所長等に報告するものとする。

(ア) 被害の発生した日時及び場所

(イ) 被害内容及び程度

(ウ) 泊地内での沈没船舶の有無

イ 県の役割

(ア) 土木事務所等は、常に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を

及ぼすおそれのある箇所については検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。

- (イ) 災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集、護岸・岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

3 応急措置（実施主体：土木統括班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

(2) 港湾・漁港施設

港湾・漁港管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4 応急工事（実施主体：土木統括班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者（町、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておくものとする。

- (ア) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
(イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者（町、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア 道路施設

(ア) 応急工事

被害の状況に応じて概ね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- ・ 障害物の除去
- ・ 路面及び橋梁段差の修正
- ・ 排土作業又は盛土作業
- ・ 仮舗装作業
- ・ 仮道、さん道、仮橋等の設備

(イ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

イ 港湾・漁港施設

(ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

(イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

(ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第31節 ライフライン等施設応急対策計画

1 電力施設応急対策（実施主体：沖縄電力株式会社）

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める防災業務計画により実施する。

2 ガス施設応急対策（実施主体：ガス関係業者）

ガス施設に関する災害応急対策は、西原町内各ガス関係業者が定める保安規定等により各業者が実施する。

3 液化石油ガス施設応急対策（実施主体：液化石油ガス販売事業所）

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するとともに、応急措置を行う。

4 上水道施設応急対策（実施主体：上下水道班）

(1) 上水道の応急対策

町は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設ける等効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置及び雑用水源等の活用等速やかに緊急給水を実施する。

(2) 広域支援の要請

町は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行う。

5 下水道施設応急対策（実施主体：上下水道班）

下水道施設に被害が発生した場合、町は、県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠枳及び取付管等の復旧を行う。

6 電気通信設備応急対策（実施主体：電気通信事業者）

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努める。

電気通信事業者は、町内における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

第32節 交通機関応急対策計画

1 バス・タクシー（実施主体：バス・タクシー事業者）

バス・タクシー事業者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報等が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

第33節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、次によるものとする。

1 農林水産物の対策（実施主体：産業観光班）

町は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたとき、又は被害を受けるおそれのあるときは、ただちに対策を確立し、広報車等を通じて周知徹底を図るとともに、自治会並びに関係団体を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2 農産物応急対策（実施主体：産業観光班）

(1) 種苗対策

ア 災害により農産物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合、町は農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ 要請を受けた農業協同組合各支店は、直ちに要請を取りまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。

(2) 病虫害防除対策

ア 緊急防除対策

町は、町内の広範な地域にわたり病虫害が発生した場合、病虫害緊急防除対策を樹立し、自治会並びに農業団体に対し、具体的な防除を指示するものとする。

イ 緊急防除指導班の編成

町は、特に必要と認めたときは、緊急防除指導班（産業観光課、農業委員会、農業協同組合、当普及員、経済連原料指導員）を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

ウ 防除機具の動員

町は、災害により病虫害が異常発生し、緊急防除を実施する必要があるときは、関係機関の防除機（大型防除機）を使用するものとする。

エ 農薬の確保

町は、災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、農業協同組合に対して手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

3 家畜応急対策（実施主体：産業観光班）

(1) 家畜の管理

降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法につき必要があるときは、町においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、町は県に協力し、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導する。

町は、診断の必要な家畜について、家畜診療所獣医師等を災害地域へ派遣するよう県に要請する。災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に対して町に届出を行わせるとともに、関係法令

に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行うものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、町は各畜産関係組合等の要請に基づき、県又は町内の農業協同組合に対し必要量の確保及び供給について、あっせんを要請するものとする。

4 漁船漁具応急対策（実施主体：産業観光班、消防対策班）

(1) 漁船漁具の管理

津波等の災害が予想されるときは、所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、町においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 遭難者の搜索

遭難者が発生したときは、町は、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）へ通報し、又は琉球水難救済会に連絡するとともに、町においても搜索隊を編成する。

第34節 その他災害応急対策に必要な事項

1 応急公用負担

(1) 物的公用負担

ア 公用負担の種類と執行者

公用負担の種類	対象物	根拠法律	執行者
使用・処分	消防対象、土地	消防法第29条第1項	消防吏員 消防団員
使用制限			
一時使用	土地	水防法第21条第1項	町長
使用、収用	土石、竹材、その他の資材		
使用	車馬、その他の運搬具、器具		
保管命令	必要物資の生産、集荷、配給、保管、運送の業者	災害救助法第23条の2第1項 災害対策基本法第78条第1項	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長
収用	必要な物資		
管理	病院、診療所、助産所、旅館、飲食店	災害救助法第26条第1項 災害対策基本法第71条第2項	知事 (町長)
使用	土地、家屋、物資		
保管命令	必要物資の生産、集荷、配給、保管、運送の業者		
収用	必要な物資		
一時使用	他人の土地、建物その他の工作物	災害対策基本法第64条第1項	町長 警察官 海上保安官
使用、収用	土石、竹材、その他の資材		
除去、その他の必要な措置	災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるもの	災害対策基本法第64条第2項	

イ 公用令書の様式

様式第1号、様式第2号、様式第4号又は様式第5号による。

(2) 人的公用負担

ア 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	知事
	従事命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業	従事命令	災害対策基本法第71条	知事

(災害救助法による救助を除く。)	協力命令		
災害応急	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	警察官、海上保安官
		災害対策基本法第65条第1項	
	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

知事（知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む。）の従事命令の執行に際しては、法令等に定める令書を交付する。

知事以外の従事命令発令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

イ 公用令書の様式

様式第3号、様式第4号、様式第5号による。

2 警戒区域の設定権

(1) 設定の要件（災害対策基本法第63条、水防法第14条、消防法第23条の2・第28条・第36条）

ア 災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要である場合

イ 災害応急対策を特に迅速かつ円滑に行う必要がある場合

(2) 設定権を有する者

ア 町長

イ 町長の委任を受けた町職員

ウ 警察官又は海上保安官

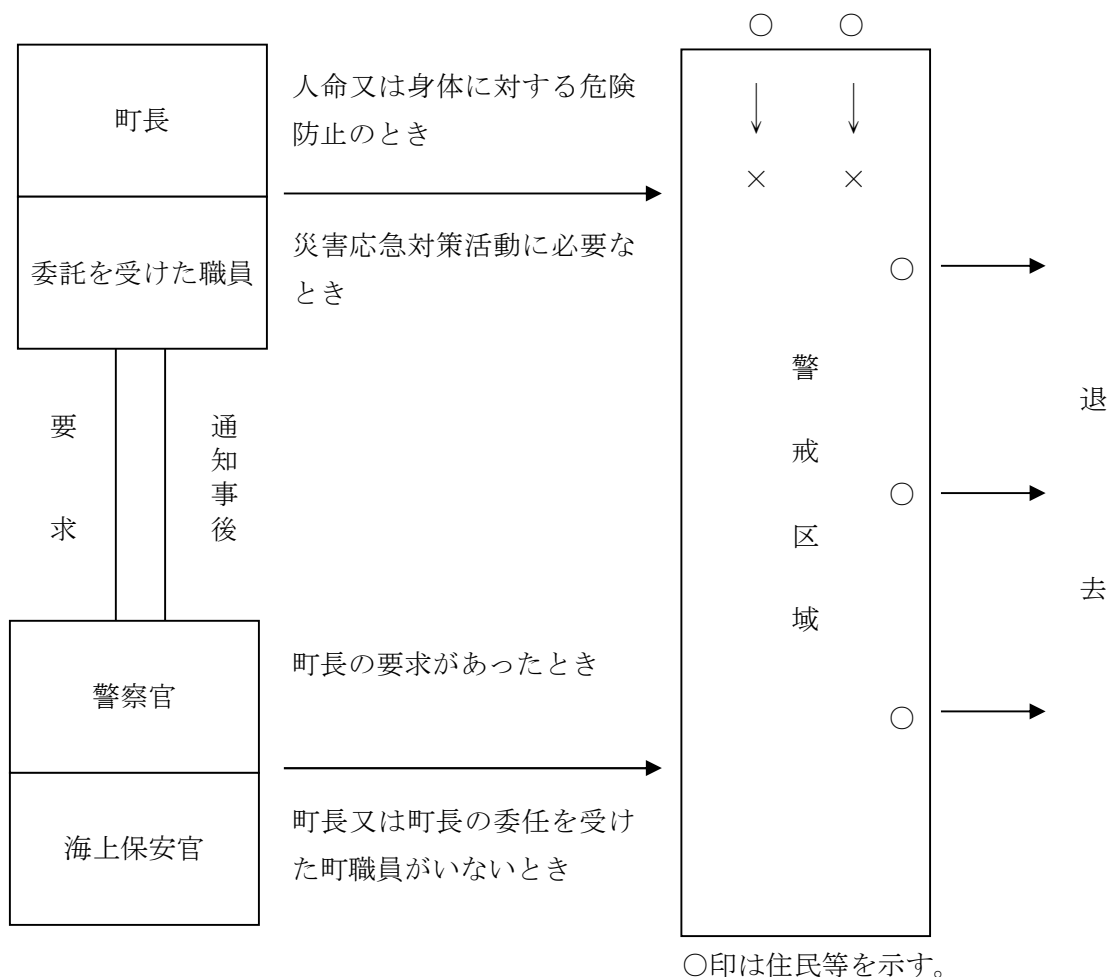
エ 消防長

オ 消防吏員又は消防団員

(3) 警戒区域への立入制限等

警戒区域への一般の立入りを制限・禁止又はその地域からの退去を命ずる。

立入制限・禁止



(4) 罰則

警戒区域の設定に基づく制限・禁止又は退去命令について、違反した者は、一万円以下の罰金又は拘留に処せられる。

3 証標

(1) 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に様式第6号の腕章をする。

(2) 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面の視野を妨げない場所に様式第7号の標示をする。

